

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（森 温繁君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番。1、中心市街地（旧町）の活性化とまちづくり条例の制定について。2、白浜大浜海水浴場等における不法営業問題について。3、終戦60年記念事業の実施について。

以上3件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） 皆さんおはようございます。

日本共産党下田市議団を代表しまして一般質問をさせていただきます。

まず、中心市街地、旧町の活性化とまちづくり条例の制定についてお尋ねいたします。当市の中心市街地、旧町は、これまで南伊豆地区での商業、行政の中心地で交流の場としてにぎわいを見せてきました。しかし、今日では旧町商店街の活力は著しく低下し、空き店舗や空き地、駐車場が増え、町の空洞化、過疎化現象を引き起こしております。さらに、郊外型の大型集客施設の開発は旧町商店街の衰退を深刻なものにしております。旧町に生まれ育った者の1人として何とかしなければという思いでございます。旧町は歩いて買い物ができる商店街が連なっており、小規模な店舗によって成立しています。市民の日常的な買い物の機会として生活を支え、居住地と一体となった町を形づくっております。この旧町の図面を見てくださいと思うわけですが、13年度に中心市街地活性化対策で調べました空き地あるいは空き店舗等の落としたものの上に、先日調べましたところがさらに、この赤く塗ったところと青く塗ったところが増えているわけでございます。皆さんのお手元に配付させていただきました資料を見ましても、平成9年に28の空き店舗だったものが現在は91を越す駐車場は200を超えるのではないかと、このように推定がされるわけでございます。

さらに、このことは市内の地価がどのように変わっていったかということにもなるかと思えます。税務課の調査によりますと、路線価、これは売買価格の7割を標準値として評定

をする、こういうことになっているわけですが、新田一丁目618-20番地、ここの平成8年の平米当たりの評価額は24万9,900円でした。これが、17年度時点では9万7,736円、実に31%台に落ちているわけですので。池之町二丁目408-2番地をとりましても、平成8年に19万4,600円、これが6万9,998円の評価でございます。まさに、36%以下、こういうことになっているわけですので。わかりやすい例としましては、中部銀行跡地、かつてバブル時代には坪100万円と言われたものが、この2、3年前に17万円で売買がされる、まさに17%と言っていい地価の下落になっているわけですので。これは、固定資産税収入の面からも、また商売をしている店主の皆さんにとっては大変な事態であるわけですので。さらに、旧町の出生率の調べをしてみますと、武ガ浜、敷根は今年度零歳児出生児がない、二丁目、三丁目、四丁目あるいは五丁目については、1人のお子さんしか生まれていない、このような状態になっているわけですので。国は、平成10年中心市街地活性化法を制定し、地方自治体や商店街の取り組みを支援する仕組み、補助金のシステムを整えました。しかし、同時に床面積や営業時間の規制を行う根拠となっておりました大店法を廃止し、大規模小売店舗立地法を制定しました。また、都市計画法の一部を改正しました。そこで、全国的にも郊外地への大型店の開発が進み、このような事態に対し、土地利用要綱など要綱指導ではおぼつかず、まちづくり条例が制定されてきているわけですので。そこで、中心市街地、旧町の活性化をどのように進めようとしているのか、お尋ねをいたします。

まず、空き店舗や空き地、駐車場の増加とその活性化対策についてどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

第2に、都市計画上のまちづくりについて、伊豆縦貫自動車道の関連を含めてお尋ねをいたします。みなと橋の完成により、大川端通りの動線をどうお考えになっているのか、またマイマイ通りが既に完成し、旧町への車、人の動線をどう進められようとしているのかあわせてお尋ねいたします。

一方、48年間も放置されてきました中島大浦線、中原岩下線あるいは下田港横枕線、大川端通りもでございます。歩行者ネットワークの方針も有効に働いていないと思うわけですので。そこで、現実的な方向を目指す必要があると思うわけですので。池之町にありますあるスーパーの駐車場は、池之町側に看板をはり、中に入れられないような状態になっているわけですので。商店街の人々は、有料でもいいからぜひとめさせてほしいと申し入れたようでございますが、今のような事態になっているわけですので。下田郵便局

前は車で詰まるというようなことが頻繁に起きているわけでございます。下田市の商業協同組合の駐車場入り口は一方通行となっております。国道135号線には直接出ることができない、また市内の中央商店街の駐車場にも動線が確立されていない、その一方、市民文化会館前には空き地が放置されているわけでございます。敷根橋入り口の拡幅が早急に必要だと思うわけであります。今あるこの施設や空地の状態をどう改善していくかの差し迫った見解が必要であると思うわけでございます。「町がさびれて道路あり」では何のための都市計画か、まちづくりかということになってしまうと思うわけでございます。

3点目としまして、車社会となりました現在、車の動線を考えなくて旧町の活性化は困難でございます。池之町では既に平成7年に電柱や街灯など、東電やN T Tに働きかけ、柱をセットバックさせ、道路を広く使っているわけでございます。このような措置をすべての通りで検討し、都市計画で拡幅できないにしても有効に利用できるような現実的な方向を目指すべきであると思うわけでございます。

これらについての見解をお尋ねしたいと思います。

駐車場及び空き地があるのに有効に利用されていないという現状がそこにあると思うわけでございます。

4点目としまして、株式会社下田TMOによりますにぎわいの拠点づくり、旧南豆製氷工場の復活プロジェクトについてお尋ねいたします。中心市街地活性化法が平成10年に制定され、下田市では「歴史と自然交流の新たな文化を育むまち、歴史のロマンあふれる交流舞台下田」のタイトルのもと、下田市中心市街地活性化基本計画が平成14年3月に制定され、この5月21日には国に提出されたわけでございます。そして、16年の4月27日、株式会社下田TMOが設立されました。下田TMOは、第1にまち施設事業部、第2にまち歩き事業部、第3にまちづくり広報部、この3事業部、23事業を掲げておるわけでございますが、今旧南豆製氷工場跡地、大正12年につくられた石づくりのこの建物を貴重な産業遺産として残し、市民の集う食の殿堂として、また旧町への来場客を導く拠点にしようとしているわけでございます。そこで、市としてこのような取り組みをどのように考えているのか、市長の所見をお尋ねしたいと思いますわけでございます。TMOとは別個に考えるというような表明を市長は昨日しておりますけれども、まちづくりの柱として、例えば松崎町の入江長八美術館にならい、全国の石工さん、石屋さんの大会を下田で開くなど、この取り組みを市として支援をしていく、こういう姿勢が必要かと思いますが、これらについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

5点目に、まちづくり条例の制定についてお尋ねします。下田市都市計画マスタープランの見直しが始められておりますが、地域住民の皆さんの協働で行うという観点をより一層強めていかなければ道や橋ができて町が、コミュニティーがなくなってしまうという危機感にあると思うわけでございます。土地利用につきましては、開発時にとどまらず、大型店の規制、それに地元小売業者との協力や空き店舗に放置された旅館やホテルなど、その活用を所有者に協力要請する、こういうことが必要だと思うわけでございます。そういう観点から、まちづくり条例をつくり、町を挙げて取り組むときに来ていると考えるものでございます。伊豆縦貫道に南高の統合の移転など、都市計画の大きな問題が控えているわけでございます。そこで、まちづくり条例を制定する取り組みをぜひ進めるべきと考えますが、市長の所見をお尋ねいたします。

次に、大きな第2項目、白浜大浜海水浴場等におけます不法営業問題についてお尋ねいたします。

白浜大浜海水浴場での不法営業は、風紀を乱すほどはびこってきております。不法営業者の多くは暴力団とつながり、その資金源ともなっております。海水浴場の入り口には、大勢の雇われた若者たちがたむろし、海水浴客に対し執拗にレンタルや販売の勧誘を行い、海水浴場だけではなく、下田市全体の観光的イメージの悪化につながっております。海水浴場を持つ7つの区長連名の要請書が既に市議会に提出されており、不法営業の根本的解決が求められているところでございます。さて、この間の経過を見ますと、昭和36年伊豆急開通以来、下田は夏の観光地として発展してまいりました。その浜地はキャンプ場として利用されてきましたが、大変風紀が乱れたということからキャンプ禁止の県条例が昭和43年に制定されました。その間、民宿、ホテル、旅館、寮などの建設ブームが続き、観光産業が大きく発展しました。一時は10万人都市を目指すと言われました。そして、浜地はキャンプ場から海水浴場になっていったわけでございます。昭和45年には下田市海水浴場管理運営規則が定められ、健全で安全な海水浴場の管理が心がけられました。しかし、そのときも浜地内への売店出店問題が持ち上がり、平成4年にはこの規則が発展的に廃止をされ、下田市海水浴場に関する条例が小林議員の発議により提案され、1年3カ月にわたる慎重審議の末、制定されました。この条例は、浜地内での売店等の出店を原則禁止するものであります。しかし、7、8月、この2カ月間、国有浜地を市が設置する海水浴場として借り受け、浜地の管理の一部の委託を受けました公共団体、具体的には下田市夏季海岸対策協議会の各支部のみ管理運営のための売店等の出店が認められるものでございました。その後、新たなデリバリー商法が起きて

おりまして、予約を受けていると偽り、サマーベッドやパラソルを100張り以上も浜地に設置するなど、我が物顔での浜地を占有する違法な業者があらわれてきたわけです。そこで市当局は平成12年3月、このデリバリー業者を取り締まる条例改正をいたしました。平成12年3月定例会で、当時の担当課長は、この改正の第1点目は条例第6条、禁止行為の品目を具体的に海水浴場内では販売や賃貸を目的とした営業行為を管理団体以外全面禁止した、これは警察の指導を受けてこうしたんだと説明しているわけでございます。2点目は、販売や賃貸を目的に海水浴場内に海水浴用品を持ち込み、積み上げていくことを禁止した。3点目は、市の業務として違法業者には口頭注意、文書警告、告発までの手続を実施するとともに、警告に従わない場合にはこれまで警察に口頭で依頼しておりましたが、今回からは市長名で、公文書として条例に基づく違法業者への排除の要請文を提出することにしました。また、4点目は注意しても持ち込んだ海水浴用品を撤去しない場合は職員が撤去する旨、規定いたしました。実務といたしましては、市の要請により警察官と立会いのもと撤去することになると思いますと答弁をしているわけでございます。さらに、平成12年2月22日の下田市海水浴場対策審議会は、この条例案を3月議会に上程するに当たりまして、海水浴場内の不法営業行為の取り締まりに当たっては、職員のみではなく、臨時的な特別職員等の採用を含めた体制の強化を要望するとされているわけでございます。

そこでお尋ねをいたします。

第1は、市職員延べ300人ほどの動員をして浜地のパトロールを実施しておりますが、これを実効性あるものにすることが大切であります。どのような方針で今年度臨むのかまずお尋ねをいたします。

次に、第2は、平成15年6月議会で小林議員が発議しました下田市海水浴場の条例案の改正案はデリバリー実行者の若者とその雇い主に料金を科すものであります。これは毎日260人もの若者が労働基準法を無視してタコ部屋に入れられ、海水浴用品のレンタルや飲食の注文に1日のノルマをかけられております。賃金もまとめて払われないというようなこともあり、注文代金が持ち逃げされ、お客さんに注文品が届かないなどの事件が起きているわけでございます。この若者たちに禁止されている行為であることを説明し、訴え、彼らを暴力団の手から守るという観点と取り組みが必要であると考えられるわけでございます。市長の見解をお尋ねいたします。

第3に、下田市の補助金約3割に対し夏季海岸対策協議会の会費、受益者負担金と区の駐車場などの収益事業からの繰入金、いわゆる補助金7割の予算で海水浴場の管理費でありま

す監視、清掃費、施設費等が賄われているわけでございます。そこで、お尋ねいたします。区からの繰入金等の支援を受けずに市が直営で行うことが可能でしょうかということでございます。できないとすれば、夏季対の原田支部に原田区が参加していただくことが大切であります。そのためにはどのような支援が必要であるとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

第4に、下田市最大の観光施設と言えるこの海水浴場は、かつて年間110万人の海水浴客を迎えておりましたが、平成16年度は62万人足らずとなっているわけでございます。まさに半減してきていると言えます。白浜大浜海水浴場は平成8年、70万5,000人が訪れましたが、この平成16年には35万人弱となっているわけでございます。観光振興を下田市経営戦略会議の最初のテーマにしたと聞いております。観光振興の中心的な施設、柱と言えますこの海水浴場をどのような方針を検討して、また討議がされたのかお尋ねをしたいと思います。

第5に、熱海市では海水浴場での喫煙を禁止したそうでございますが、白浜大浜海水浴場でも食事や喫煙する場所を設定してはどうかと思います。そして、そこを海の家への休息所とする、ただし、そこでの調理は浜地を汚すので行わないなどの配慮が必要であります。

このように、検討すべき課題が多くあるのになぜ下田市海水浴場審議会が開催されないのか、多くの人々や機関の知恵と協力体制を確立すべきでございます。ぜひともそういう観点に立っていただきたいと思います。その観点からご質問いたします。

第6に、バナナボート対策はどうなっているのでしょうか、板見海岸への市道及び漁港道の7、8月の一般車両の交通どめなどの規制、また道路での違法駐車対策と送迎行為の規制ができないものでしょうか、白浜区域内国道135号線へのバナナボートの看板の無許可設置の取り締りなど、課題にどう対処するのかお尋ねをいたします。

第7に、海水浴場のお客さんを下田市への観光案内のチャンスととらえ、下田、白浜の自然や草花、伊豆の島々、歴史や文化を紹介し、サービスポイントを案内するなど、水難事故対策の要請とあわせ、お客さんに楽しいアナウンスを実施する考えがあるかどうかお尋ねをしたいと思います。

さて、最後に3点目の終戦60年記念事業の実施についてお尋ねいたします。

本年は終戦60周年という節目の年であります。下田市民にとって、昭和の戦争とは何であったのかを問い、悲惨な戦争体験を語り継ぐことにより、恒久平和を求める市民の願いにこたえていかなければと思うものでございます。下田市では、平成7年、終戦50年ということで下田公園志太ヶ浦に平和の森として松を植え、植樹祭を行いました。この志太ヶ浦は三宅、

八丈島を通じての南方への輸送基地でもありました。また、下田港は特攻基地でもあり、この下田港や大浦湾を見渡すことのできる位置にあります。終戦間近の8月13日、グラマン2機に投下した爆弾が命中し、マルユ8号、この輸送艇は撃沈をされ、10名が死亡しております。この野煙崎の係留地の正面でもあります。

第2に、遺族会の皆様のご協力を得まして、戦没者、戦災者を含めた合同慰霊祭をこのとき行っております。

3点目としまして、「平和のための戦争展」が8月12日から19日まで7日間市民文化会館で開かれ、300点を超える展示物が市民から提供され、展示をいたしました。さらに、風化しつつある戦争の悲惨さと平和のとうとさを次世代に語り継いでいこうと、平成18年3月には「終戦50周年記念誌「海鳴り」昭和の戦争と下田」を刊行しております。この市民の思いと願いを、終戦50周年記念の取り組みをより発展させていくという観点から、終戦60周年の記念事業をぜひ実施をしていただきたいと思いますというものでございます。市長の見解をお伺いいたします。

具体的には、志太ヶ浦の平和の森の整備、看板の書きかえや、椿園がそばにございますので、椿の植樹祭等を企画してはどうかと思うものでございます。和歌の浦の震洋、特攻モーターボートと言えるこの格納庫の壕がございますが、これの整備、昭和20年4月から8月にかけて、旧町は空襲されております。これらの遺跡の表示、また「海鳴り」の読み聞かせ会、平和のための戦争展、第5には核兵器廃絶、被爆者との交流を目指した広島、長崎市への平和のための訪問団、下田市民号の組織化など、いろいろ具体的な案が出されようかと思っております。ぜひこれらのものをご検討いただきたいと思いますというものでございます。

以上で主旨説明を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 中心市街地の活性化ということでいろいろご質問いただきました。

図で示されましたように、旧町内と言われる町中の空き店舗や空き地、駐車場等が大変増えておるといってお話でございました。周知のとおり、これは全国的な問題でありまして、残念ながらこの下田市におきましても例外ではないというような形でございます。その減少が少しずつ毎年進んでおるといような感じを持っております。平成14年のときに商工会議所がにぎわいづくりという形で阿波屋いっぷく堂というものを利用したいろんなイベント等も開催してまいりました。また、南校においてはいろいろな空き店舗等を使ってチャレンジショップというようなことをやってきました。下田市におきましても、開港150周年の事業の

中でいろいろこういう空いている店舗を使いまして体験の館というような形で実施してきましたけれども、これはなかなか永久に続くような形ではないわけでございます。当然のことながら、採算性、当然物を借りる場合にはそれだけの家賃等の支出が伴うというような形で、長期的な展開が難しいというような形になっております。やはりこの空き店舗等をどういうふうに活性化していくというのはそこの持ち主の方、当然商業者の方でございます。その方々がこの後どういうふうに店を使っていこうかという判断の中で、続けるかやめられるかという結果が空き店舗になってしまっているというような形でございます。市におきまして、TMO等の事業、当然中心市街地の活性化基本計画というのを市はつくりました。これに伴ってTMOができて、TMOがこのいわゆる中心市街地の活性化という事業展開を始めているわけでありまして。こういうことを行政とすれば、できるところは支援をしていくというのが本来のまちづくりの基本の考え方ではなかろうかというようなことを考えております。

関連して、ご質問が出ましたTMOのにぎわいの拠点づくりということでの南豆製氷の跡という問題でございます。これも計画等を見させていただきますと、総事業費は2億円であります。果たして補助金等の見込みがあるにしても、2億円の事業というのはこれは物すごい事業でありまして、内容を見ますと、いわゆる国県の補助金等が1億ぐらい見込んである、残りの1億はやっぱり自主財源的なものをつくらなければならないという事業計画、大変この冷え切った経済の中で思い切った計画を立てられたわけでありましてけれども、まずその自主財源の4,000万円、今月いっぱい集めるということがなかなか大変難しい状況になっておる、残りの6,000万円は借入金をする、当然借入金をするということは返済が伴う、それによって、例えば南豆製氷が残されたとしても、今度はそれを維持するために年間で1億3,000万円ぐらいの売り上げを起こすような事業展開をしていかなければならない、これは僕ら商売をやっていた人間としても大変今の下田市の中で果たしてそれが事業的にできるのかなという危惧は持っておりました。近々TMOの方からも考え方が当然のことながら6月いっぱいという形で所有者に了解を得るための答えを出さなければならない、これを見たいというような考え方を持っております。南豆製氷跡の取り組みということにつきましては昨日ほかの議員さんからもちょっと出ましたが、今まではやはり民意によるそういう計画が進められた中であります。ですから、この6月に答えが出て商業協同組合さんが所有者としてどのような考え方を持つかは近々私どもとも話をさせていただきたいという考え方は持っておるとというのが昨日の答弁で出したところでありまして。

あと、伊豆縦貫自動車計画の中での旧町内とのつながりというようなご質問がございまし



た。市民会館跡前ですね、銀行さんが持っている空き地のことですか、ああいうところ、あるいは郵便局の隣の駐車場の出入り口の問題もありました。あの辺の郵便局の隣のあれができる時も地元の方々のお願い等が所有者あるいは建設者に対してあったということも聞いておりますが、実際には商店街の裏側に駐車場の入り口ができたというのはやはり自社の店に導入するにはあそこが一番入り口としていいという判断でなされたわけでありまして、市としてもあの広さの場合ですと当然土地利用委員会にはかかりません。ですから、所有者の意向が優先してつくられるわけでありますので、現実的にはあのような駐車場になったという経過は聞いております。

商店街での例えば電柱の移設とか、ああいう中で、池之町さんあたりが電柱を下げて道路を広く使おうという努力、これはそれぞれの街路灯なんかのものにつきましても、今回も三丁目の方もつくりまして、やはり、通りがそういうものをつくる時には当然意向としてそういう努力をしていかなければならないのかなというふうな判断はしております。

それから、まちづくりの条例の制定ということのご質問が出ました。市の場合は、まちづくりの条例ということは当然今後はいろいろと考えていかなきゃならないのかなというふうなことを思っております。当然、まちをつくるという中では当然文化とか景観とか下田の歴史的な建物がいろいろあります。ですから、そういう中での条例ということは必要であるという認識を持っておりますが、しかしながら、市民の方々の財産を制限するというような条例になるわけでありますから、これは簡単に市がぼんっとつくることではなくて、やはり十分時間を費やして市民の皆様方とも協議するような場を持ちながらやる必要があるのかなという認識を私自身は持っております。他市のまちづくりの条例等も担当課の方ではいろいろ資料を集めてどういうふうな条例というのが下田市には合っているのかなということも研究しております。近場でしたら熱海市さんあたりがありますよね、特にああいう観光地として旅館の跡地、ホテルの跡地をどんどんマンションが高層で建ってしまう、ああいう立場になった場合、いろんな形の中でまちづくりの条例あるいはまちづくりの基本計画というのがそこで立ち上がって、いろんな規制をかけていくというのは大事であろうし、下田の場合はそういう中で今現在担当課の方でいろいろな地域の条例等も集めて参考にしておりますので、またこれは時間がかかるかもしれませんが前向きに考えてみたいと思います。

2つ目の白浜大浜の海水浴場の問題であります。幾つかたくさん質問が出てまいりました。

1つ目は、条例による取り締まりの実効性ということでございますけれども、毎年やはり大変苦慮している部分があります。私も夏の間は2度ばかり一緒に職員とともに土曜日とか

日曜日とかというときには行くのですけれども、やはり現実的には大変取り締まりというのは厳しい、かなり口頭できつく言わなければならない、ただ追いかけてことというような状態です。沢登議員も何度か当然現場に行かれていますのでその辺の事情はよくおわかりかというふうに思います。その中で、暴力団という言葉が何回か出てきましたけれども、果たしてどの業者がいわゆる暴力団なのか、いわゆる商売上手の方なのか、その辺の線引きというのはとりあえずは警察の方から聞いてある程度の情報はつかんでいますが、すべて暴力団と言われる方々でない部分もあります。いわゆるそういう金もうけがうまいというような方々が進出をしてきて、学生等を使ってアルバイトをやらせる、その中で暴力団から彼らを守ることも必要だというご指摘がありましたけれども、今言ったような形で、アルバイトの学生さんたちが自分の雇用条件を納得してこられてやっている、ただかなり売り上げ条件が課せられているために、売り上げを上げないと給料ももらえないような仕組みがあるとかということは聞いております。こういうことも市とすれば当然警察とか労働基準局、そういうところにもし情報がいろいろつかめれば指導等の要請をしていくことが必要かなというふうに思います。

白浜大浜に関して、市の直営ができないかというご質問だったのでしょうか、海岸空地の、権限とすれば、市が一応お預かりしているところでもありますから考えようによってはそれはできるのかもしれませんが、現実まだ夏季対という支部、組織の方々に全部お願いをしていますので、その方々から返上とかそういうことがない限りはやはり支部の方々にお願いをするのが原則であろうかというふうに思います。特に、白浜大浜につきましては、原田区がやはり参加をしていただきたいという思いは強うございます。今現在、観光協会が夏季対を受けているんですが、やはり人数的な限界があります。会員の方々にご協力いただくといっても、会員の方々もそれぞれ忙しい、当然その時期の忙しい方々でありますので、大変役員の方々も苦慮しているというお話も聞いております。先般伺ったときに、いろいろ今年の対応ということも聞いてまいりましたが、昨年からは観光協会は浜地にセーフティーゾーンというのを作りまして、そういういわゆる客引き、それからパラソルの押し売り等が入れないエリアを確保して、パラソルも安く提供する、陰もつくる、そういうようなサービスをやっております。それが大変去年は成功したために、このセーフティーエリアというのを今年は3倍に増やすということで、かなりエリアをとりまして観光協会の方でそこにお客様たちに十分満足していただけるような環境づくりをしていこうというようなお話も聞いておりますので、その辺のことを期待したい、こんなふうに思います。

それから、海水浴場の方々に、夏の間大変海水浴にたくさん来られるお客様に、もっと楽しく、ほかの観光、町中に来ていただくとか、いろんな泳ぐだけではなくて、そういう案内をする方法ということですか、ご質問。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） まあ、なかなか市が果たしてできるか、これはやはり白浜ということであれば白浜の方々がいろいろなPR、まだこれはそういうことが、ご質問があったということは観光協会長が今度新しく変わりましたし、組織が変わっておりますので、また申し伝えをしておきたいというふうに思います。

熱海の方でサンビーチですかね、禁煙ということで、先般市の職員が出て熱海のサンビーチをたばこ拾いをやりましたよね、現実には浜地にどのくらいたばこの吸殻が落ちているのか、あるいはその近辺にどのくらい落ちているのかということをござるをやりながら拾ったようなことも報告を新聞等で見ましたし、テレビでも見ました。あのくらいの浜地だとそういうことも1つのやり方としてできるのかなということですが、たばこを浜で吸えないということがどれだけ来られる方々にプレッシャーをかけるのか、いろんな問題点もあろうかと思えます。そういう中で議員から海水浴場の審議会等も開いてそんなことも検討すると、そういうご質問でございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） はい、わかりました。承っておきたいというふうに思います。

バナナボートの問題でありますけれども、これはどういうふうに解釈したらいいのか、実際には伊丹のところでいわゆるバナナボートが出てまた戻ってくる、お客さんの勧誘はいわゆる浜の方でやってマイクロでその場までお届けする、また往復するというので、観光客の方々にとっては魅力、あの大きな海原をバナナボートに乗って走るということで魅力を持ってそれにお金を払って来られている、それに対して、当然のことながら条例の中で商売ができないという形でございますけれども、これがどういうところで勧誘をされているかというのは実態は私自身はつかんでおりません。でも、板見の港に行きますと、やはり来るんですよ、お客さんが、車に乗って。ですから、浜地で募集しているのか、それとも浜地外であれば商売的にどのような規制をかけられるのかということになると、浜地外の商売は別に構わないわけですが、それが伊丹の港を使って出ていくということにちょっともう少しこの条例の中でどういう規制がかかるのかなということは調べさせていただきたいというふうに思います。これは暴力団の資金源になるということであれば何らかの考え方をしっか

りつくる必要があるのかなと、こんなふうにかえたいというふうにかいます。

終戦60周年の記念事業の実施ということで、議員の方からは10年前50年のときにはいろいろやったよと、これは市を挙げてやったんですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君）　そうですか。

その辺のちょっとあれがよくわからないんですが、議員の方からは志太ヶ浦の方に当時は松を植えたんですか、松を植えた、今回は椿を植樹したらどうだという、これは60周年に限らず椿園というものがあそこら辺ずっとこうしたものがありますから、あそこはやはり市の姿勢として整備をしていくという考え方がありますので、またこれは公園の整備検討委員会というのが庁内につくってありますので、そういう方々と相談しながらやっていきたいというふうにかいます。

それから、「海鳴り」という本が当時つくられたということで、これも読み聞かせということにございますけれども、図書館とか学校でもそういう読み聞かせというのはあるのしょうから、そういう中に広報として考えていただけるのかなということでは声をかけたいというふうにかいます。

あとは、和歌の浦にある震洋の格納庫、そういうところの整備ということで、お金がかかると思いますがけれども、これは教育委員会の方で考えがあればちょっと述べさせていただきたいと思います。

たまたま今日はさっきテレビ見ておりましたら、沖縄戦からちょうど今日が60年の慰霊の日だということがテレビでやっておりました。ちょうどそういう日に沢登議員から質問が出るというのも何か縁があるのかなということで、ご質問の中にも広島、長崎への訪問団を考えたらどうだということもありましたし、また戦没者とか戦災者の慰霊という、この慰霊については当然下田は下田市と遺族会の皆さん方と共同で毎年慰霊祭というのはやっているわけでありまして、また、たまたま今出ました沖縄の方の関係につきましては、県の方で、県の精霊奉賛会と言うんですか、こういうところとか、あるいは県の遺族会の方に委託をしまして、沖縄で毎年戦没者慰霊というのをやっております。私も去年沖縄の方へ行って県の市町村会の代表という立場で行かせていただきました。下田市の遺族会の方々も多分何年か前にはそういうところに参加をして行かれております。そういうことで、この戦争の悲惨というもの、あるいは戦没者への慰霊ということは地元の遺族会等にまたお話をしながら進めていくべきであろう、特に議員がおっしゃるような終戦60周年の記念事業を今市の方でやれと

いうご指摘については、特に計画はございません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 和歌の浦にある震洋の格納庫の戦争遺跡の整備についてですが、和歌の浦の特攻艇震洋の格納庫と伝えられている洞窟遺構についてでございますが、現状ではその他の市内に残存する多くの戦跡と同様に、口伝等々の断片的な記憶によりまして、おおよその用途や歴史背景を把握しているのみでございます。今後は、下田市史資料編4の近現代の編纂事業も予定されておまして、資料調査の課程で分布調査の実施も計画されているところでございます。遺跡の表示ということでございますけれども、これに関しましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○教育長（高・正史君） 各学校での生徒への読み聞かせ、戦争について、非常に大切なことで、それぞれの学校がやっているかと思っております。中学校は特に広島を修学旅行へ、そのほかの形で原爆の問題とかそういうような形の中でこの資料についてもある程度提供しながら学校と相談しながらやっていきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 中心市街地の活性化について、まちづくり条例を制定する方向で検討していただけるというご答弁を市長からいただいたと思うわけですが、やはり48年間も都市計画街路が特に中島大浦線については放置されてきている、しかもこの道路がやはり旧町に入る、車社会になってきていますので、ただ歩くだけの町ではなくて、どうしてもある一定の車が、自家用車が入れるというような利便性を図っていかねばならないと思うわけですね。そうしますと、今南豆製氷の存続で問題になっておりますこの敷根橋からの入り口の拡幅というような問題、あるいはこれの利用の便を図ることが早急に現実的に求められていると思うわけですね。都市計画の基本計画を決めたけれども、何十年後でなければそれが実現できないということでは町のさびれを食いとめることができない、衰退を食いとめることができないということになるかと思っておりますので、それらの点、具体的に検討していただきたい、この点についての考えをお尋ねしたいと思っております。

それから、大型店の出店や先ほど言いました郵便局隣の駐車場等の件につきましては、現在の時点で事前協議をするような制度がないわけでございます。土地利用要綱についてはマ

ンションやホテル、あるいは工場等はございますけれども、商店あるいは銀行が建物をつぶしてほかの用途にするというような場合については事前協議してまちづくりに協力願うという仕組みがないので、それをつくってほしい、こういうぐあいに言っているわけでございます。移転であるとか、あるいはつくるときには事前協議や土地利用がかけられますけれども、放置されている事態についてはやはり所有者と話し合っただけで何らかの活用の方向を見出していき、まちづくりに協力していただく、こういうことが必要であろうかと思うわけでございます。そういう観点でのまちづくり条例というのは熱海にも舞鶴にもまだない、下田のこのさびれ行く課題に対応するまちづくり条例というのが今早急に求められているんだ、こういうことでございますので、それへの見解と理解を賜りたいと思うのでございます。

それから、2点目の大浜海水浴場の件でございますが、白浜の人の観察によりますと、下田のやくざや白浜以外の違法業者が年を経るに従って多くなってきている、平成7年からは東京のやくざを含めた違法業者は比較的多くやってきた、8グループぐらいだった、しかし16年に至っては12から13のグループで海水浴用品を販売している、市の対応を観察しながら徐々に行動を大胆にしてきている、こういうぐあいに述べているわけでございます。平成12年の取り締まりの中では道路あるいは浜地外で商売するといえますか、売買するのは規制はできないけれども、少なくとも浜地の中に積んであるようなサマーベッドやあるいはパラソルについてはきっちり取り締まっていく、こういう姿勢を示しているわけでございますので、そのために条例改正をした、こう言っているわけですので、なぜそれができないのか、できないにしてもそれを実行しようという一生懸命さというのがこのパトロール等々の取り組みの中で必要だろうと思うわけです。警察や職安やいろんな各機関との協力体制の関係づくりがどのように今年度されようとしているのか、あわせてまた再質問でお尋ねをしたいと思えます。

それから、終戦60周年記念事業につきましては、ぜひとも実施をしていただきたいという要望をしたいと思えますし、先ほど土屋課長の方から答弁がありました第4回の編集を見なければ実態がわからないということではなくて、この「海鳴り」にそこら辺の経緯も全部調査して記載をしております。和歌の浦だけではなくて、下田側の海流の格納庫についても図面も位置もその経緯もすべてではございませんけれども、その態様がわかる資料がこの本に記載をされていますので、ぜひともそれへの取り組みを要請したいということで質問をいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 旧町内への動線となるべき中島大浦線の拡幅ということでございますが、現実にはこの計画ができてからかなりの年数がたつておるという中で、多分この計画ができたころにはまだバイパス等もできていない時代だったのかなというふうに思いますが、現実にはマイマイ通りが整備をされた中で、当然のことながらこれについては少し、今町を歩いていただくような形の中での都市計画マスタープランの見直しを今しております。こういう中で当然この中島大浦線については見直しをしなければならないのかなという認識は持たせていただいております。まちづくり条例に対する議員の意気込みはわかりましたし、また現実放置されているような建物を何とかするというにはこういう条例が必要であるというようなお話でございます。またゆっくりとまちづくりの条例については議員ともお話をさせていただきたいというふうに思います。

白浜の大浜海水浴場に対する問題については、やはり地元の方々の協力というのが僕は一番大事であろうというふうに思います。現実には夏季対策を受けていただいているところでの問題点はこの白浜大浜で起きている問題だけありますので、この辺はやはり地元原田区の区長さんともまた改めてお話し合いをして区の協力体制というのを引き出すような方法ということを求めていきたい、こんなふうに考えています。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 沢登議員さんのおっしゃるとおり、「海鳴り」の120ページに「本土決戦と下田」ということで把握をしております。これから先生方にも相談いたしましてお願いしていく中で整備等検討させていただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 白浜の海水浴場問題でございますけれども、これは地元の浜地、地先の白浜の人たちがそれぞれ管理してきた、こういう状態の中で市がそこにかかわって現在のようになっているかと思うわけです。必ずしも私の意見が直営でやれというような意味合いではなくて、地元の人たちの協力を何とか引き出してほしい、今観光協会にお願いをしているようでございますが、聞くところによれば会長さんではなくて副会長さんという方が原田区の方で、その人が責任者になって進める、こういうことのようにあります。区がなかなか高齢化やいろんな問題があつて手を引く、こういうことから考えますと、ますます高齢化社会の中でいつまで観光協会の方が頑張ってくださいのか、こういう心配も早急にせざるを得ないと思うわけでございます。そういうことからいけば、市がきっちり援助をしてその組織づくりをどうしていくかということが大きな当然課題になってこようかと思うわけで

ございます。審議会もきっちりあるわけですので、そういう場づくりを盆、夏の対策に当たって早急に対策を立てていただきたい、このように念願をするものでございますが、いかがでしょうか。そういう意味での夏季対に観光協会に任せていけばいいということだけではなくて、例えば、そうであれば直営に至る、直営までいかない援助としては事務局長等々を夏季対に派遣をして浜全体の協力体制を形づくっていくかなめに特別な職員あるいは特別職を雇う、観光のアドバイザーというような方向を打ち出している市長にとっては当然そういうことも検討すべきだというぐあいに考えるわけでございますが、いかがでございましょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 沢登議員の方からやはり地元区の協力というのは必要だというようなお話もありました。先般、今沢登さんがおっしゃった観光協会の副会長さんともお話をさせていただきまして、やはりいろんなアイデアを持っていらっしゃるようでありまして、これはすぐさまその要望等につきましては観光課の方にも通じてありますし、ぜひそういう中で現在は夏季対は観光協会が受けているわけでありますので、市としても夏季対の予算が減っている中で、やはり受けている支部は大変な苦勞をされておるという中での行政でできる支援はしっかりやっていきたい、ですから、そういう話し合いの場も当然観光協会の方で考えていると思いますので、やらせていただきたいというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） 先ほど、市長の答弁の中でこの浜地を暴力団の資金源になっているという指摘をさせていただいたわけですが、すべての関係者が暴力団だということではそれは当然ないわけですがけれども、暴力団の方がみかじめ料というような形でその場を仕切っているという実態はやはりそこにあるわけでございますので、きっちりそこら辺は調べていただきたいと思いますし、現状を把握して警察あるいはそれぞれの関係機関と協力体制をとって対応をしていただきたい、このように思うわけでございます。その点担当の課長さん、市長さん、どのように認識されているのか、見解があればお伺いをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 不法業者と一口で言っております、市長も申されたとおり、暴力団とそうでない業者と本当にいるかと思っています。この辺はきっちり調査しまして警察、夏季対等と協力して調査し、関係機関と相談して取り締まっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。



これをもって1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 2分休憩

---

午前11時12分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は質問順位5番。1、各未収金に対する考え方。2、東海地震における津波災害について。3、黒船祭について。

以上3件について、7番 中村 明君。

〔7番 中村 明君登壇〕

○7番（中村 明君） 清正会、中村 明でございます。

私は、今回ただいま議長から説明がありました3件の質問をさせていただきます。

1、各未収金に対する考え方。2、東海地震における津波災害について。3、黒船祭について。以上3件についてご質問いたします。

まず最初に、各未収金に対する考え方であります。

今、私たち下田市民のだれでも認識していることではありますが、下田市の財政が非常に危機的な状況に置かれているわけですが、その一因として市が徴収すべき市税あるいは各種公共料金の未収金も大きなウェイトを占めているものと思います。市当局も一生懸命徴収すべき努力をされているのはわかりますが、しかし昨年も100人体制で税の徴収等に対応したにもかかわらず、回収した金額は微々たるものだったと認識いたしております。平成15年度決算によれば、総額15億4,220万円の莫大な金額が未収金として計上されていることはここにいる当局の皆さん、議員の皆さんだれもが周知している金額であります。平成15年度といえば、一昨年になるわけであり、現在は17年度消化中でございます。これら未収金の金額はさらに増加しているものと思います。これら未収金の金額が市の財政を圧迫しているのは歴然としているわけですが、平成15年度決算、先ほど述べた15億4,220万円の内訳を見ますと、市税が約10億2,200万円、国民健康保険税が3億4,500万円、水道料金、これはまた種類がちょっと違うとは思いますが、水道料金も1億818万円、そのほか下水道使用料、負担金、保育料、介護保険料等、またそのほかいろいろな公共料金が未収金として計上されております。締めて15億4,220万円になるものであります。

私が思うのでありますが、まじめに完納されている市民の方もいらっしゃる一方で、納め

なければ得をするという下田市民の義務を全うされていない方もおり、矛盾を覚えるのであります。私的な考えでございますが、国税の場合、つまり税務署に対しては未納が市税よりも少ないのではないかと思うのであります。それはなぜか、いろいろな懲罰等が待っているのではないかと思うのであります。

そこで質問いたします。市が徴収すべき市税、あるいは各種公共料金に対する未納者には今後どのような方法で徴収をしていくのか。2番目に、未納金の人数は市税で何人、各公共料金で何人いるのか教えてもらいたいと思います。3番目に、未収金の金額が占める割合、例えば市税の15年度の10億2,271万円は市税において何%を占めるのか。4番目に、もし未収金が完納されていればこのようになると具体的に答弁してもらいたいと思います。例えば、今回値上げが検討されます国保の場合、完納されていれば基金がどのくらい増えるとか、あるいは国保を値上げしないで済むとか、そういう具体的な答弁をお願いしたいと思います。

これら未収金は県内他市と比較いたしましてどの程度の位置にあるのか、金額あるいは未収金率で大体どの辺の位置なのか、他市に比べてお金を納めているのが上位なのかあるいは下位なのかを教えてもらいたいと思います。もし、悪い方だとするとその要因はなぜだと思いにになりますのか、その辺もお答えください。

最後に、平成16年度各未収金はどのくらいの金額になる見通しか、決算はされていないでしょうけれども、数字は出ていると思われますので、答弁をしてもらいたいと思います。

以上、7件を質問いたしますので、わかりやすいよう、具体的に答弁をしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

2番目に、東海地震と津波災害について。今回は特に稲生沢川流域、東西本郷、東西中を中心としてお聞きいたします。

静岡県の発表による第3次被害想定では、下田市は震度6弱と想定されております。震度6弱による被災地として2003年の宮城内陸地震などがありますが、この際には家屋の倒壊、火災、がけ崩れ等による死亡者は少数でございましたが、しかし東海地震の場合はある一方では津波地震と言われております。1854年の安政東海地震による被害状況では、津波による家屋の流出、死亡者など、甚大な被害であったと記されております。2004年12月26日、皆様の記憶も新しいと思いますが、インドネシアスマトラ沖地震におきましては、津波による被害状況として死亡者約31万人と想像を絶する津波による被害者が出たのも記憶に新しい出来事だと思います。家屋の倒壊、火災、がけ崩れによる被害と比較しても、津波の場合は想像すらできないくらい被害が出ております。

さて、東海地震による津波危険地域としてメディア等で何回となく下田市内をシミュレーションされておりますが、下田港と直結している稲生沢川が津波により逆流しどのような被害が想定されるか、県による第3次被害想定で記されておられません、どのように当局は思いになるのでありましょうか。

このたび新設いたしました「みなと橋」、国道の「人形橋」、第3保育園に渡る橋、中村大橋など、津波による強度はどの程度まで耐えられるのかお答えください。

当然「みなと橋」は直近にできた橋でございますから、それなりの強度、津波等の強度等も見越して建築されておりますが、それ以前にできた橋はどのようになっているのかお答えください。

151年前の安政東海地震の時代は稲生沢川に隣接したところは、田、畑、沼地などで、現在ではそれらの場所に住宅が密集いたしております。海拔1から3メートルぐらいの東西本郷、東西中地区、門脇、高馬地区など、市内の被害と同様な被害が想定されても不思議ではないと思うのでありますが、稲生沢川の津波による逆流の被害状況をなぜ県、国交省等にシミュレーションしてもらうことを要望しないのかお答えください。

防災訓練での集合場所を河川の近くに設定しているところもありますが、河川のはんらんによる被害は想定していないのかどうか、その辺もお答えください。

国交省の発表では、東海地震、東南海地震の発生率は30年以内の確立86%であるとされております。今現在、東海地震による津波に対する避難方法など、どのような方法でどこの地区の市民にされているのでしょうか、お答えください。

今年の2005年3月30日、政府の中央防災会議、会長小泉首相によれば、発生が切迫している東海、東南海、南海地震に対し、地震防災戦略を決定いたしております。これは、地震災害を最小限度に抑えるためであり、津波被害が懸念される自治体に対し5年以内に危険区域を示すハザードマップづくりを求め、策定率を100%とするものであります。国は、達成状況を3年ごとにチェックし、必要に応じて支援すると発表いたしております。当局の総務課、防災に携わる皆様、下田市民の生命と財産を守る立場にあります。予算が少なければ英知を絞って下田市民の生命、財産等の安全のために頑張ってもらいたいと思います。

最後に、1993年、北海道南西沖地震、奥尻島による津波災害も悲惨な状況でございました。津波による大被害を受けた青田地区と下田市の地形、立地条件が類似していることを最後につけ加えておきます。

最後に、黒船祭についてご質問いたします。

黒船祭は、下田市にとって水仙祭り、あじさい祭りを含め観光における3大イベントの1つであることは周知のとおりであります。

本年は3日間晴天に恵まれ、新聞発表によりますと昨年の150周年のときは人出23万人には届かなかったにせよ、3日間で21万人の人出であったと記載されております。3日間の短期間の祭りといたしましては、下田において最大のお祭りと思うのであります。観光商工課の皆さん及び市当局の皆さんの献身的な活躍には頭が下がる思いがいたします。しかし、本年の黒船祭について思うことがありますので、質問をさせていただきます。

黒船祭といえばメインは2日目の式典、パレードでございます。本年の式典当日、快晴に恵まれ、太陽がさんさんと照らしておりました。ところが、式典途中で屈強な警備、SPの方が日射病により救護室の方へと運ばれております。私はそのとき思ったのでありますが、絵画コンクールの表彰を受けられるお子様たちは直射日光をまともに受け、式直後から最後まで直射日光をまともに太陽が照りつく中いすに座りずっと自分の表彰されるまで待つのは苦痛なのではないかと思ったのであります。関係者の方はテントの中に入り、あるいは我々参加した大人は暑ければ涼を求め木陰の方へと移動できますが、パイプいすに座っているお子さんたちは動くこともできず、最初から最後まであの暑い中おりました。その辺をいかがお考えかお答え願います。

本年はたまたまあのような直射日光が当たる日でございますのでたまたまかも知れませんが、そのお子様の身になればそのときまでテントに入っていて、表彰を受けられるときに出ていくということもよろしいのではないかと思うのであります。

次に、先日の全員協議会においても議題になっておりますが、本年のパレードの行進順路の変更でございます。例年、新田を通り、国道136号線、伊豆急下田駅前からマイマイ通りに入って行く順路を変更されましたが、その理由をお聞かせください。交通渋滞ということを知っておりますが、警察当局からの指導があったのかどうか、またそのほか市民による陳情がなかったのかどうか、黒船祭の前におきまして一般市民の陳情がなかったのかどうかもお聞かせください。

私も例年は国道沿いにてパレードを見学しております。パレードが来る間、観光客の方々で駅前のお土産屋さんでは非常にお客様が出入りしている光景が例年ではあったと思うのであります。私は思うのでありますが、経済的に苦しいときに1円でも売り上げがほしいときに当局が邪魔をしているのではないかと思うのであります。もし交通渋滞等を起こすというならば、本年完成したみなと橋の方へと中小型車を誘導させる方法はなかったのかどうか、

その辺は来年度はまた考えるでありましようけれども、来年はどうするのかどうか、その辺をお聞かせもraitたいと思うのであります。

そのほか、パレードが黒船祭のメインであることは先ほども述べましたが、近年このパレードが私は縮小傾向にあるのではないかと思うのであります。なぜかといいますと、数年前まで静岡県の警察音楽隊あるいはアメリカ海兵隊の儀仗兵の参加もありましたが、近年はございません。これはなぜなのでしょう、経費がかかるからやめているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思うのであります。

それと、そのほか旧町内に限らず、黒船祭といいますと旧町内中心はわかるのであります。が、本郷地区、特に駅周辺での催しをしないのはなぜでありましようか。

最後に、来年の黒船祭の寄付に対しまして、特にこの近辺の本郷地区におきまして寄付に対するアレルギーがあるように聞いておりますが、その辺は熟知しておるのでありましようか。

以上をもちまして、中村 明、質問を終わります。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 最初の各未収金の問題でございます。

私の方から議員質問のうちの平成16年度の未収金の金額あるいはその割合、わかる範囲の人数についての概要をお答えしたいというふうに思います。そのほかのご質問につきまして、は担当の方からの答弁という形をお願いいたします。

まず、未収金の各会計でございますけれども、一般会計の方が、市税が約10億4,000万円、それから保育料が約1,300万円、それから住宅使用料が約100万円、私有地の貸付料が約300万円、それから災害関係貸付金が約1,100万円というふうになっております。収入すべき金額に対する市税の割合は24.9%という形でございます。2つ目の国民健康保険特別会計の方は、約3億6,600万円が未収でございます。収入すべき金額に対する割合は23.9%。それから介護保険の特別会計でございますけれども、約800万円が未収でございます。金額の割合は3.3%でございます。それから下水道事業の特別会計の方は約3,000万円が未収でございます。割合が18%。水道事業会計の方は、約1億1,400万円が未収でございます。収入すべき金額に対する割合は13.7%というふうに思います。

以上、5つの会計の合計は15億8,500万円が未収という合計数字になっておりまして、収入すべき金額に対する割合は22.3%というような数字をご報告申し上げたいと思います。

それから2つ目の質問でございます東海地震における津波災害ということで、かなり具体

的なご質問ができました。まさに津波が怖いというふうな地震が想定をされるわけでありまして、これにつきましては後ほど担当の防災官の方からご質問の内容につきましては答弁をさせていただきたいと思っております。

3つ目の黒船祭についていろいろご質問が出ました。確かに今年は3日間天候がよかった中での思わぬ事態が起きたりしている部分がございます。そういう中でのご質問につきましては、担当の方から詳しくご説明をさせていただきたい、このように思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（高橋久和君） まず、大きな1点目の未収金関係でございます。私の方から市税及び国保税の関係について簡単にご説明いたします。

一般会計全体の数字について市長がご説明させていただきましたが、市税につきましては16年度の決算見込みからいきますと徴収率が全体としては74.13%、前年が75.46%でしたので、結果としてはマイナス1.34%の減になる見込みでございます。国保税につきましては、約74.58%、前年が73.28%でございましたので、1.3%の増になる見込みです。金額的なものでございますが、市税については約15億8,000万円ほどの未収金でございますが、これから不納欠損等を差し引きますと17年度への未収としての繰越金が約10億4,000万円、国保税につきましては3億6,600万円ぐらいになるという現時点での見込みを立てているところでございます。

これらの対応につきましてどうするんだということでございます。前任の税務課長も答弁で滞納整理には王道なしという名言を言いましたが、現実的にはなかなか難しいのが実情でございます。ただ、やはりこういう滞納者に対する対応というのはこつこつとやっぱり1人1人の対応していくのがいいのかなということだと思います。ただ、一方では中村さんのご指摘のように、善良など言いましょうか、納期内納付をしてくれる市民が多くいらっしゃいますので、そういう方々と言いましょうか、市民としてあるいは国民としての義務とあるいは一方では権利、その辺をやっぱり行政としての的確に判断すべき必要があるのかなというふうに考えております。当然これらの未納者に対してすべてとは言いませんが、約40%くらいは俗に言う滞納処分、差し押さえ、そういう法的な処分をしているのも事実でございます。ただ、なかなかこういう滞納処分をしてあっても現実的な換価と言いましょうか、なかなか難しいというのも一面にはございます。

それから、今年度、16年度の決算見込みにおいて他町村との比較はいかがなものかというような質問でございますが、すべての市が今集計をしている最中で、データとしてはそろっ

ておりませんが、俗に言う賀茂郡内ですと、西伊豆さんが今回賀茂村さんと合併をしたということで今数字の調整をしているようでございますが、合併をしたという前提でいきますと、残念でございますが、郡内では5番目です。東部10市についてはこれも残念ですけども東部10市の中では1番悪いという状況でございます。ただ、滞納額といたしましうか、未収額が多いとか少ないとかというのは当然市の税の調定額の増減がございますので、それらの比較というのは対比としていかなものか、やはり徴収率そのものの是非というのが議論されるべきだと思いますが、非常に残念なことでございますけれども16年度はそういう結果でございます。ただ、15年度におきましてはご存じのとおり、ある特定の法人の民事再生法に基づきます配分が約1億1,000万円ほど特別措置でございました。それによって徴収率そのものが伸びたということでございます。その配分が16年度はございませんで、17年度におきまして既に納入でございますけれども、約7,000万円弱、5月30日付で特別措置猶予の配分が来ております。ですから、それらの影響で最終的な調定が今後動きますから、一概には言えませんが、徴収率そのものとしては1.数%、今の調定が復活しまして1.7%ぐらい伸びるようになった。昨年、約1億2,000万円増えたことによりまして、そういう意味では滞繰分だけでございますけれども、77%の大幅な保有税の上では伸びたということでございます。

それから、未収金が解消された場合、どのような状況になるんだというところでございます。一般、市税につきましては当然徴収率が伸びればそれだけ市が使える、俗に一般財源としての活用ができるということでございます。16年度の市税の調定額そのものが約前年だけで31億円程度でございますので、簡単に1%カットすれば3,000万円余のお金を実質的には入ってくる、国保が約10億円でございますので1,000万円だと、その徴収率があることによつて、先ほどご指摘がございました国保の税率がどうなんだということでございます。現時点での国保の今回改正案の段階ですと財源不足が約7,000万円から8,000万円ということでございますので、その財源をクリアするためには徴収率としては8%程度の割賦をしないと数字的にはとんとんにならない、ただ、先ほども言いましたように、国保税そのものの徴収率は多少でございますけれども昨年度に比べてアップしているというところも実情でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、健康福祉課関係でございますけれども、保育料それから介護保険料、それから災害援護資金と災害復興資金の関係がでございます。

まず、保育料でございますけれども、保育料につきましては、過年度分、これは平成12年度から15年度分でございますけれども、収納率約10%、それから16年度につきましては97.2%の収納率になっておりますが、金額でございますけれども、公立保育所4園、認可保育所でございますが52人、380件の対象でございます、金額は596万5,050円、それから民間保育所2園でございますけれども、52人の408件、642万6,630円、それから柿崎と大賀茂の地域保育所でございますが、10人80件ということで、66万4,200円、合計114名、868件で1,305万5,880円の滞納が生じております。これは16年度分を含んでのものでございます。それで、保育所につきましては、各方面からもいろいろな指摘ございまして、受益と負担の公平という観点から、利用者間の公平を欠くことのないような対応が必要だということでございます。土曜保育を入れますと1週間6日間お預かりして1日平均8時間を超える保育を提供しているわけでございますけれども、公立認可保育児につきましては給食サービスという形でも提供しておりまして、その受益の対価としましては、ルール化されたものについて適正な負担をしていただくというのは当然のことでございます。善良な納付者、その他住民の方々からこの滞納について理解を得るといことは非常に難しいというふう感じておりまして、昨年度から事務方だけで徴収をしておりましたものにつきまして、現場へこの滞納のリストをおろしまして各保育園の園長さんから直接滞納していらっしゃる保護者の方へ納付書を手渡すような形をとらせていただきました。こういった結果、一定の成果が見られておりますので、今後さらにこういった取り組みを続けてまいりたいと思います。さらに、保育料の納入につきましては、ご両親のいらっしゃる家庭におきましてはどちらか一方で対応しているという現状があります。ですから、仮に奥さんが保育料の納入をいらっしゃる場合、滞納している事実をご主人が知らないというようなことも見受けられますので、そういった方につきましては両保護者面談の上、強く納付の指導をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、介護保険料でございますけれども、介護保険料、これは還付未済額を含めまして未収金の人数312人、2,893件、金額としましては823万7,000円でございます。還付未済額を差し引きますと767万4,700円が実質的な数字でございます。未収金の占める17年度の予算に占める割合約3.6%ということで、この未収金が回収されますと65歳以上の1号被保険者約7,400人いらっしゃいますので、割り返しますと大体1人当たり1,114円の軽減が図れるのではないかとというふうに試算しております。徴収率につきましては、県下20市中16位でございます。90.23%という収納率になっています。



滞納者の区分の分析でございますけれども、介護保険料につきましては1段階から5段階までそれぞれ所得に応じてランクづけをしているわけでございますが、1段階、これは生活保護を受けるような低所得者でございますけれども、13人。2段階の方、この方は本人及び世帯全員が住民税非課税の方でございますけれども、154人いらっしゃいます。3段階の方、本人が住民税非課税で世帯内に住民税の課税者がいらっしゃる方ございまして、70人。それから第4段階と第5段階、比較的所得の高い方でございます。第4段階につきましては、本人が住民税の課税でございまして、所得金額が200万円以下の方、これらの階層で24人。第5段階、本人が住民税課税で合計所得額が200万円を超えるような方、24名いらっしゃいます。今後、これらの取り組みにつきましては、真にやむを得ない方につきましてはそれなりの対応をとってまいりたいというふうに考えております。ということは、具体的には納付の計画書をきちんと出していただきまして、分納を履行していただくという形を考えております。それから、高額所得者で滞納していらっしゃる方につきましては、強く納付を促すような方策をこれから講じてまいりたいというふうに考えております。現在、実際に行っている納付の督促の関係でございますけれども、随時に電話で督促をしたり文書を送っております。さらに、場合によりましては臨宅しましていろいろ事情をご説明しまして納付について理解をいただくような形をとっております。

介護保険制度につきましては、保険料を納めていただきませんとペナルティーを課すことになっております。ペナルティーの内容につきましては、全額自分で払っていただいて、あと償還払いをするとか、サービス提供を9割まで保険で対応できるわけですがけれども、この給付を7割にするとか、そういうペナルティーを課することができるような仕組みになっておりますけれども、これまでのところ実際にペナルティーを課した例はございません。今後、こういった制度も視野に入れながら納付についての理解を求めてまいりたいというふうに考えております。それから、災害の関係でございますけれども、災害の復興資金につきましては、これは災害復興資金の条例規則に基づきまして、特に火災ですね、火災による被害を受けた方に対して復興資金を貸し付けている制度でございますけれども、現状4件ございます。現状4件ございまして未納金額321万7,120円という形になっておりますけれども、このうち平成15年3月に被災されました方につきましてはまだ償還期限が到来しておりませんので、実質288万3,370円の未納になっております。これらの方々につきましては、既に所在がわからなくなってしまう方もいらっしゃいまして、連絡の取りようがないという方も中にはいらっしゃいますが、それ以外の方につきましてはある程度、一度に全額というわけにはい

きませんけれども、決まった毎年毎年小額ではございますけれども、納付をさせていただいている状況でございます。

それから、もう1つ災害関係で災害援護資金というのがございます。これは伊豆半島沖地震昭和49年、それから昭和50年10月の集中豪雨、それから昭和51年7月の集中豪雨、それから53年1月の大島近海地震、それから平成3年9月、伊豆半島南部の集中豪雨でございますけれども、この災害によって被災を受けました方に援護資金を融資しております。この融資、現在19名まだ償還が終わっていない方がいらっしゃいまして、その金額が868万2,525円になっております。これらの方々につきましても、ほとんど大部分が所在がつかめない方がほとんどでございます。これらの方々につきまして、長年元利金納めていただけないような状況でございます。所在、要するに下田にお住まいになっている方、あるいは他市町村に住んで所在がわかっている方につきましては、毎年大体5万円から10万円程度の収入を受けておりまして、少しずつではございますけれども、残高が減っている状況でございます。この仕組みといたしましては、援護資金は県の方の資金で賄っているものでありまして、県の方から市が受け入れてそれを対象者にお貸ししているわけです。県の方ではきっちりと償還については履行を求められておりまして、県の方に対しましては市が肩がわりして全部払っています。ですから、この援護資金の残債につきましては市費で現在債権が生じている、そういう状況でございます。これらにつきましても、当然連帯保証人があるわけでございますから、そういった方々にも強く折衝いたしまして元利金を回収するような努力を今後も取ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 建設課関係の住宅使用料につきましてご説明いたします。

まず、今後の徴収方法ということでございますけれども、124戸中未納者につきましては6人おりまして、この徴収方法でございますけれども、年金受給の偶数月に徴収している者が2人、それから勤務先から給料時に徴収している者が1人、それから保証人を通じまして徴収している者が2人、それともう1件は契約している本人が行方不明になっておりまして、その子供につきましては今覚せい剤で収監になっております。そのために徴収できないという者が1人おります。それと未収金の占める割合でございますけれども、16年度につきましては2.45%、これは現年使用でいいますと2.45%、過年度分は56%ということになっております。それと15年度末におきまして県内の平均住宅使用料の徴収率ということになりますけ

れども、県の平均でまいりますと94.59%、下田市におきましては95.01%と県内の平均より少しは上回っておる状況でございます。住宅使用料の未納金でございますけれども、平成16年度の現年分としましては39万1,900円、過年度分が63万700円、合計で102万8,900円となっております。15年度が134万2,000円でありましたものですから、15年度に比べては少しはよくなっているというふうに思っております。これにつきましては、一応今後も未収金の徴収につきましては努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○下水道課長（長友重一君） 下水道の関係です。

先ほど、市長の方から下水道の未納が総額3,000万円という説明があったものですから、まずその内訳について説明します。3,000万円の内訳のうち、消滅事項の対象とならない受益者負担金が966万3,000円ございます。これは現年分が159万円、過年度分が807万3,000円となっております。そして使用料が2,011万3,000円で、現年分が839万6,000円、過年度分が1,171万7,000円となっております。

それでは、未収金に対する今後の徴収方法ということで、庁内のワーキング会議において各滞納情報を共有するという取り組みをするということと、下水の場合は上下水道料金ということで、水道料金と一体で徴収していますものですから、水道課とさらに連携を深めて給水停止の予告、停止、滞納回数による給水停止の早期の実行ということで、水道課と手を携えて行いたいと思います。それと、当然訪問徴収を再度強化したいと思います。

未収金の人口及び全体に占める割合ということですが、下水道の場合は接続の戸数単位でいっていますものですから、16年度末の接続戸数が2,316戸です。これは接続率51%、そのうち滞納している延べの戸数が331戸ございます。割合にすると14%となっております。そして、16年度で未収金の占める割合ということですから、調定額1億2,036万8,000円に対し、先ほど言いました未収が現年度分で839万6,000円ございますものですから、パーセントとすると7%となります。

それから、未収金が完納されればこのようになるという具体的な答弁をということですが、下水道の場合、維持管理費用に対する使用料収入が現時点で75%です。ということは、100%収納してもまだ維持費の管理費まで回らないということで、方法論とすると、接続率の向上と料金の改定の2つが考えられますが、料金改定につきましては、上水道料金と下水道料金の差額が120円くらいしかないものですから、それと上水道が安定して、当分値上げ

しないということを言っていますもので、料金の改定はできないだろう、という、接続率の向上をして維持費を賄えるにはどのくらいするかという、今の試算ですと、75%以上の接続率がないと維持費に回らないものですから、議員の皆さんもお知り合いの方に接続をお願いしたいと思います。

未収金が他の都市と比べてということですが、東部の都市の中で多いところというか、回収率がいいところは99%を超えているところがございます。下田の場合は93%ということで、はっきり言って低い方です。これは当然今後改善したいと思います。

悪い方だとすると、その要因はなぜかということですが、景気が低迷しているということに対する観光収入が減っている。それともう1点、環境に対するモラルがちょっと低いのかなというのと、観光地のために観光従事者や飲食業者が多いものですから、未納者の移動がつかめないというのが1点現状でございます。

以上が下水道課の説明です。

○議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げます。答弁の途中でございますが、午後1時まで休憩したいと思いますよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前 1 2 時 1 分休憩

---

午後 1 時 0 分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、7番 中村 明君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

○水道課長（磯崎正敏君） 未収金に対する考え方のことで、水道課の方を述べさせていただきます。

16年度末の未収金はどのぐらいの金額かというものについては市長の方からお答えしてあるもので割愛させていただきます。

1番として、今後の徴収方法ということでございますが、水道課としては今ワーストランキングの100をリストアップして重点的に取り組むというようなことをやっております。ワースト100というのは大体10万円以上のものがございます。それから、今までのイメージと

しては水はとまらないというイメージがありましたけれども、このイメージをなくそうということも考えております。それから給水停止予告、それと停止通知を実施して収納率のアップを図りたいということで考えております。

それから未収金の戸数ですけれども、一応給水戸数は全部で1万2,988戸あります。そのうち未納戸数は1,630でございます。パーセンテージについては12.6%になっております。

それから、未収金の金額が占める割合というのがあります。16年度決算におきまして、給水の金額が7億1,992万8,000円という数字が出ております。それから、未収金については7,529万3,000円でございます。水道の場合は2カ月に1回ということで、納期未到来という金額があります。納期未到来の金額が3,117万8,000円あります。未到来を見込まなければ、10.5%、それから納期未到来が入るといふ形を見れば、6.5%が未収金の占める割合となっております。

それから、未収金が完納された場合ということでございますが、一応水道事業は企業会計ということになっておりまして、この中で流動資産というのがあります。これについては現金と未収金と貯蔵品というような形があります。これは一応水道課とすればキャッシュフローが一番いいわけですから、運転資金はやっぱり現金がいいというような形になると思います。

それから、県内の他市との比較なんですけれども、東伊豆海岸を調べさせていただきました、納期未到来があるのは下田と伊東ということでございます。それでいきますと、やっぱり下田は中の下というところでございますか、そのくらいのところになっております。悪い方だとするとその要因は何だということでございますけれども、今までの徴収は専門的にはやっていなかった、徴収専門の職員が水道課にはいなかった、仕事の片手間に給水停止とか予告、予告停止を出していたというようなことがありますので、今後の徴収方法と一部ダブるところがありますけれども、水道課としては1人専門的に置きたいということで今年からちょっとやらせております。それに対して集金を減らして直接納付を市民が直接に払ってもらい、集金行かなくても直接払うような方法、それと口座振替、そうすることによって一応収納率が上がるのではないかと。それと収納されていない方についてはこまめに連絡して、払ってこなければ停止をかけるというようなことも今考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、続きまして市有地の貸し付けの関係につきましてご報

告をさせていただきます。

まず、16年度決算見込みにおきます市有地貸付料の滞納金額といたしましては、302万7,035円の見込みでございます。その内訳は、法人1件、個人3件でございます。法人分として271万4,857円、個人3件でトータルで31万2,178円でございます。これらに対する状況でございますが、個人のそれぞれの個人住宅等の用地貸付分につきましては、やはり滞納の原因になっておりますのは経済の低迷によります事業収入、それから職の不安定化等によりまして、やはり支払能力が非常に落ちているという感じのものが原因であろうと想定しておきます。

それから、法人の関係につきましては、これは1件でございます。そういう意味では300万円のうちの大部分をここが占めているところでございます。ご存じの方もおられるかと思いますが、いずれにしましてもこの16年度末には未納が原因ということで契約の解除をさせていただいております。現在更地での返還を求めているところでございますが、既に滞納している部分につきましては極力納付をお願いしたいというところでございますけれども、当法人につきましては競売の申し立て等によって競売の手続が現在進んでいるところでございますので、非常に収納が困難になっているのは事実でございます。なお、個人の未納者に対しては催告書の発送、また戸別に訪問して納入を厳しく要求していくという方向で対応をしているところでございます。

以上が市有地の貸し付けの関係のご報告でございます。引き続きまして大きなご質問の2番目の東海地震における津波災害についてご報告させていただきます。

まず、県の第3次被害想定はどんなものであるかということでございますけれども、ご承知のとおり静岡県の防災局は阪神・淡路大震災から得られた教訓やいろいろな研究成果などを反映いたしまして、平成10年から平成12年までの3カ年をかけまして、第3次地震被害想定というものを実施し、公表したわけでございます。その結果におきましては、県内東海地震第3次被害と想定といたしましては、まず設定といたしまして予知なしで冬の朝5時、地震のマグニチュードとしては8.0程度を想定した場合に対象とする人口、県内の人口は374万人を想定しております。その結果、震度7のエリアとしては130平方キロメートルを想定いたしまして、建物の被害、これは全半一部損壊等も含めまして77万3,674棟、火災は5万8,402棟、人的被害につきましては死者、行方不明等5,851人、重傷者18,654人、軽傷が8万5,651人、人的被害として合計は11万156人という想定をされております。そのうち、当市に関する部分につきましては、同じ状況いきますと対象人口としては2万9,000人を想定して

おりまして、若干人口移動はありますけれども、本市としては2万9,000人ということで想定いたしますと、震度6弱のエリアとして104平方キロメートルという状況の中で被災建物といたしましては5,702棟、それから火災が810棟、人的被害は死者行方不明等で44名、重傷者124名、軽傷が490名等々、人的被害で658名を想定しております。

2番目の、それでは津波による東西本郷、東西中、門脇、高馬の被害シミュレーションでございますが、この想定に基づきますと当エリアの津波による被害については、東本郷一丁目建物被害、半壊を含めて21棟、一部損壊、床上浸水等で15棟と想定されております。

しかしながら、津波以外に地震動とか液状化とか山崩れ等、建物被害はその他条件としては被害が大きくなる可能性はあります。

3番目の防災訓練による集合地が河川に近いのはなぜだということでございますが、地域防災訓練につきましては、区防災にお願いするところでございますが、たまたま中2区の集合場所については下田第3保育所ございましたけれども、これは特に川を意識したわけではございませんで、あくまでも防災訓練のしやすい場所ということで場所を設定しております。これがイコール避難場所ではございませんので、そういうことでお願いしておりますけれども、逆に言いますと、日常のそういう訓練がそういうところで行われることがいざとなると避難地と誤解される場合もあり得るといことも考えられますので、今後は自主防災会とその辺の点の、ほかの場所を選定する等の検討を重ねていきたいというふうに考えております。

それから、避難方法の関係でございますけれども、昨年来の中越地震やスマトラ沖地震等を踏まえまして、一般的には市民への地震または災害の影響というのは浸透はしてきているとは思いますが、本市におきましても市内中学校や一部小学校、税務署、観光ボランティアの会、老人会等々を踏まえて防災講座を実施しているところであります。本年に入りまして5月13日には住吉区の公会堂で、また6月12日には板戸の公民館で原田の区長代理さんも含めまして出前講座ということで県の防災局長を初め、県の担当3名、市の担当3名が出席いたしまして地域の防災の意識の高揚に努めているところでございます。今後も、そういう意味では大変厳しい財政状況でございますが、7月に予定されておりますのは市の健康福祉課並びに建設課等とのご協力を得まして、県費で災害のハザードマップを作成いたしまして、7月には各戸に配付をしたいというふうに考えております。かように、県費等を利用した各種の制度を活用いたしまして、厳しい財政状況の中でより有効的な防災に対する意識高揚等の活動に努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたい、このように考えて

おります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 津波に対します橋梁の強度というご質問でございましたけれども、津波につきましては外房が完成後のシミュレーションといたしましては、みなと橋が橋の上にかかるかかからないかという程度の想定でございます。それから、上流につきましては寝姿橋ですか、それについては橋の面までは津波は来ないというような想定をされております。その中で、津波といいますよりも地震に対する安全性ということになりますと、道路橋に対します設計基準、これを示します司法書があるんですけども、それが阪神・淡路大震災によりまして大幅に変更になっております。この基準でみなと橋につきましてはつくられておりますけれども、そのほかの橋、それにつきましてはこの基準が改正される前の橋でありますので、正式に構造計算といいますか安全計算というのはされておられませんので、橋が落ちるとか落ちないとか、そういった安全性については今現在はつかんでおりません。今後の方針でございますけれども、重要路線といいますか、緊急性の高いものから落橋防止を含めました耐震補強、これを検討していかなければならないという部分では本当に認識しておりますけれども、ただ落橋防止を含めたこの耐震強化には相当なお金もかかりますので、今後十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 大きな3点目の黒船祭の点でございますが、まず1点目、式典会場の受賞者の子供さんの席の関係ですが、ご指摘のとおり、今年のような日差しの強い日もございますので、今後は天候によって陰の方に行っていただくとかというふうなことにしたいと思っております。

2点目のパレードの順路の変更ですが、大体理由はわかっているが、警察署とか一般市民の方からの要請があったのかというご質問ですが、これは特にはございません。

3点目の来年はどうするのかということでございますけれども、ここではっきりは申し上げられませんが、アンケートを実施しております。その結果も踏まえまして非公開で検討していきたいと思っております。

次に、4点目にパレードが縮小傾向にあるのではないかとということで、なぜかということですが、まず、静岡県警の音楽隊についてですが、これは規模縮小によりパレードができな



くなってしまったと県警の方の理由でございます。それから、また米海軍の儀仗兵、要するにドリル隊が来なくなったのは、横須賀基地の儀仗兵の部隊が別の基地に移動したということで、来られなくなったということでございます。そのかわりと言っては、かわりではございません。富士キャンプからカラザードのみが現在も来ていただいております。それから、なお縮小傾向というご指摘でございますけれども、ここ数年はキェック高校のドリルチームが参加したり、下田市吹奏楽団の方々にも参加していただいております。規模そのものとしては縮小は余りしていないというふうに考えております。

それから、日曜日には共賛行事としてにぎわいパレードも行われるようになった、にぎわいを創出しているというふうに考えております。

次に、駅の周辺で催し物をしなくなった、これは確かに過去には駅前で演奏会を催していたわけでございますが、駅前の会場の確保が非常に難しくなったということで、市民文化会館の完成後はそちらに会場を移したという経過があります。今後駅前での催し物を何とか開催できるよう考えていきたいと思っております。

それから、保護地区といいますか、駅前の方でございますが、寄付に対してアレルギーがあるというご指摘でございますが、駅前の方のにぎわいを少しでも取り戻せるような検討をしまして、何とか解消していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（中村 明君） 本当にご丁寧なご答弁、各課長さんありがとうございます。

一部速くて数字が書きとれない部分もありますので、できればただいまご答弁いただきました各課の数字をまとめて一覧表にしてご提出願えますでしょうか、それを見て、数字は控えたつもりではございますけれども、若干抜けている場所もありますので、よろしく願いいたします。

それで、先ほど健康福祉課の課長がおっしゃったように、例えば保育料の未納金の場合は保護者の方に直に園長さんが渡すというふうにもいろいろな工夫をされて未収金の納金されるように努力されているところもあるでしょうし、また仕組みによって介護保険料みたいに年金の方からですか、差し引くという、そういうような組織上で取りやすい状況もあるでしょうが、全体的にただいま各課長さん等のご答弁を聞いていますと、県内においても本当に低水準であると思うのであります。先ほど私が述べましたように、納付されている方は納付されて義務を果たしているわけですが、納付されない方が得をするというような傾向が

見受けられると思うので、これからも各課それぞれに努力して徴収に励んでもらいたいと思います。

ちょっと税務課長にお聞きいたしますが、私、前回9月の議会におきまして、当時の税務課長にお尋ねしたんですけれども、例えば市税の中で入湯税がありますけれども、その入湯税は結局その9月のときにもお尋ねしましたが、消費税と同じ考えではないかと思うのであります。それはなぜかといいますと、結局入湯税ということでお客様からお金を一時お預かりしているものがなぜお預かりしたものが市税として納付されないのかどうか、結局そのお金が入湯税をもらっている各施設の方の運転資金に回っているのではないかと思うのであります。その辺は結局お客様からお預かりしている一時金の税金さえ還付されていないという状況にありますので、この辺等は強く求めていってもいいのではないかと思うのであります。

それと、市税、各公共料金等の納付をされていない方は当然経済的にも苦しい方もいらっしゃるでしょうし、あるいは経済的に苦しくなくても先ほどおっしゃった邪推な考え方でございますけれども、納付しなければそれで得をするという考え方が多いのか、その辺は定かではありませんけれども、当然市税がかかるのであればそれなりの財産、所得等が単年度におきましてあるわけですから、税金等におきましてはもっと徴収した方がいいんじゃないかと思います。また、本年確か税務課の方には1人増員等で職員さんが配置されたかと思いますが、この市の方で結局徴収できないと思うんですよ、私自身も同じ市民の方から何度も何度も知り合いのところとか、因果関係等いろいろあって徴収できない部分というのはあると思うんです。それならば極論でございますけれども民間に委託するとか、あるいは先ほどちょっと我々仲間でも話ししたんですけれども、課の全体でお互いの市と町の団体等をつくって、例えば下田市の人間が東伊豆町、南伊豆町へ行って、南伊豆町とか東伊豆町の人間が下田に来て徴収業務をしてもらおうとかというようなことも考えてはどうかと思います。これは本当に極論でございますけれども、そう思います。

それと、先ほどの総務課長の地震の件はわかりましたが、1つだけちょっとこれはお尋ねしますけれども、湾内に係留されている船舶がございますよね。津波によってその船舶等が流されたという場合の被害というのはおわかりになりますか、シミュレーションできていますか、その辺をお答え願いたいと思います。結局、昔と違いまして、昔ですと伝馬船とかそんなものでしたでしょうけれども、今船舶自体が大きくなっていますから、津波等があった場合に当然その船舶を沖へ持っていくということではなくて、自分自身が避難してしまいますので、その船舶が係留されたまま放置されると思うんですよ、その放置された船舶が津波

によって市街地に入り、その船が家屋等にぶつかって大きな損害を来すものと思いますが、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

黒船祭の方につきましては大体わかりましたが、結局パレードの順路変更ということは交通渋滞を起こすということで変更したと考えてよろしいわけですね。それであればその交通渋滞によって変更したということであれば、こういうことは言いたくはないんですけれども、ちょっと性格は違うんですけれども、夏に高貴な方がいらっしゃるときにもやはり交通整理をします。車もとめます。時間帯は短いかもしれませんが、そのときだって交通渋滞を起こすわけですよ、こうやって市民に直結する物事のときは市民の人には我慢してください、あるいはそういうえらい人が来たときは交通渋滞を起こしますけれども我慢してください、それでは矛盾があると思うんですけれども、性格は違うんでしょうけれども、私はそう思うんですよ、だから交通渋滞を起こすことによって何か聞いたところによりますとその前に踏み切りを大型バスが渡ってそこで曲がり切れないで渋滞を起こしたということは聞いておりますけれども、それ以外は大型バスは道の駅等に入れてしまっただけで待避してもらって、パレードが終わるまで僕は交通整理したって1時間かかってないですよ、30分だと思うんですよ、その間バス、大型車等はそちらの方で待避してもらって、まして観光バス等であれば下田市の黒船祭を見てもらういい機会だと思うんですよ、そういうことでこの交通渋滞によることでパレードを回避したということはちょっと私自身は納得できないのであります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、まず1点目の未収金の報告させていただいた内容の取りまとめにつきましては、私どもの方で取りまとめましてまた後ほど提出をさせていただきます。

それから、続いて2点目のいわゆる港湾係留の船舶の津波に対するシミュレーションということでございます。申しわけございません、今現在そのシミュレーションについては手元に所持してございませんが、県の課の防災局等にその辺を確かめた上で結果がわかればまた報告させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（高橋久和君） 市税等の徴収率の関係の数字は先ほどご説明し、今総務課長が言いましたのでデータはまた後ほどご覧をいただければと思います。

いずれにしても、県下あるいは郡内の中でも市税等を中心として徴収が悪いのは事実

でございます。それらに対する対応は今一生懸命頑張っておりますが、なかなか成果が出ないというのも実態でございます。特に、入湯税あるいは場合によったら市民税の中の特別徴収義務者になっている市県民税について納付がないのではないかと、事実、入湯税につきましても一部の旅館関係でございますけれども、未納になっております。ご指摘のようにこれらについては基本にお客様の料金等によつての150円から100円までの間の入湯料を納付していただくことになっておりますが、それらはお客様からの本当に一時的な預かり金で、申告と同時に納付すべきルールでございます。それらについては積極的にといひましようか、それ以外の税も含めてでございますけれども、入湯税あるいは特別徴収者になっている市県民税の徴収には今後より一層努力をしたいと思ひます。

実際にいろいろな徴収の方法といひましようか、テクニックの1つとして民間委託あるいは他課あるいは他町村との協力のことでござひます。民間委託につきましては、一部近年コンビニ等での徴収、これは滞納といひましようか、未収分の納付の委託ではござひません、現年分の委託でござひますが、そういう動きも事実としてござひます。ただ、全庁といひましようか、市役所の全体の取り組みといたしましては、助役を中心として年に2回ないし3回、全庁的な職員の協力を得まして特別滞納整理ということで取り組んでおります。今後もさらにそれらの充実と同時に内容的にも再検討する必要があるのかな。しかしながら、やはり1人1人の職員が税をもって各課の仕事をしているんだという認識をやっぱり共通認識として持つべきだと思ひますので、これらも今後続けていくつもりでござひます。他町村との納付の協力といひましようか、現実的にはしてしております。ただ、なかなかそれも自分の町の各市町村も滞納の対応に苦慮しているところにほかの町村というのはなかなか難しい実態もあろうかと思ひますが、そういうこともやっております。ただ、それからもう1点、近年広域行政によつて滞納だけについての処理をしようといふ、そういう一部事務組合的な機構に取り組んでいる町村といひましようか、事例が出てきております。それはやはり今後検討する必要があるのかなと。さらに場合によつたらご存じかもしれませんが、静岡県は今の予定ですと平成21年を目安に地方税の一元化ということで、今そういうプロジェクトを立ち上げてまして検討しているようです。さらに、その実施に向けての各ブロックごとの検討会、下田市はそのメンバーには入っておりませんが、この近隣ですと東伊豆からそして県の財務事務所からそのスタッフになりまして、実現に向けて今検討しています。これは賦課から徴収まで、静岡県を中心として全市町村がその配下に入つて賦課、徴収を一本化しよう、そうすることによつて職員の減にもつながりますし、より強固なといひましようか、法に基づいた滞納処

分あるいは換価処分がスムーズにいくだろうということで今検討し始めておりますが、実現までにはまだ多少時間がかかるのかなというところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 大型バスを上り下り、どこかで待機させるという案でございますけれども、この件に関しましてはまだ実施したことはございませんが、警察署の方と協議したいと思います。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（中村 明） 以上で質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（森 温繁君） これをもって7番 中村 明君の一般質問を終わります。

次は質問順位6番。1、下田市経営戦略会議について。2、指定管理者制度について。3、入札・契約問題について。4、イベントと道路使用許可について。5、景観法とこれからのまちづくりについて。

以上5件について、5番 鈴木 敬君。

#### 〔5番 鈴木 敬君登壇〕

○5番（鈴木 敬君） 鈴木 敬です。

1、下田市経営戦略会議について。2、指定管理者制度について。3、入札・契約問題について。4、イベントと道路使用許可について。5、景観法とこれからのまちづくりについて。以上5点について市長のお考えをお聞きします。

一部重複する質問もありますけれども、お許してください。

まず、経営戦略会議について質問します。市長は、17年度施政方針において「行財政改革を下田市という都市経営上の改革と位置づけ、その経営をより効果的、効率的に実施する方策として従来の行財政改革に関する庁内組織の編成を一本化した下田市経営戦略会議を設置し、明確な戦略目標のもと、徹底した進行管理により具体的な推進を図ります」と述べておられます。都市イコール地方自治体を経営するという企業的発想からとらえ直していくことは大変よいことだと思います。しかし、本当に自治体行政を経営という観点から推し進めようとするならば、まず、自治体そのものの現状把握の仕方から変えていかなければならないと考えます。つまり、下田市の財政の実態を把握する方法として、単なる現金の出入りのみを記録、計算する歳入歳出予算決算書、いわゆる現金主義会計から資産や負債などの経済的

価値の変動を正確に記録、計算する貸借対照表や行政コスト計算書、あるいはキャッシュフロー計算書を作成する発生主義会計へと変えていくべきではないか、そうすることによって初めて下田市の財政の実態がより明らかになってくるのではないかと考えますが、市長はこの点をどうお考えですか、これがまず1点。

その上で、では行財政改革を具体的にどのような手順で進めていくのかが次に問題になるのですが、4月15日付の総務課の文書の中に次のような文言がありました。「施策の戦略的展開と財政再建の2兎を追うことは不可能である。まず財政再建、次に施策の戦略的展開を基本戦略とする」というものです。ここでいう施策の戦略的展開や財政再建がどのような内容をいうのかいま一つわかりませんが、ただ市長はかねてからとにかくまず借金返済が第一だ、いろいろな投資的政策はそのあとのことだというようなことをおっしゃっておられました。とすると、財政再建とは230億円の借金返済をなし終えた時点のことですか、それともいつどのような状態をもって財政再建がなったと言えるのですか。また、市民はそれまでじっと我慢をして行政サービスの低下にも耐え、税の負担増も受け入れ、経済活性化のための施策を見送っていなければならないのですか。そのときには下田市は立ち枯れてしまい、市民は窒息死状態になってしまっているのではありませんか。私としては、2兎を追っていただきたいのですが、市長のお考えを伺います。

3点目は、経営戦略会議のこれからの行程についてお聞きします。

9月までに第4次下田市行財政改革大綱の原案を策定すると書いてありますが、同時に民間委員からなる下田市行財政改革大綱推進委員会を立ち上げ、9月から12月にかけて審議するとあります。第4次行財政改革大綱は当然第3次大綱の総括と反省の上に成り立つものであります。第3次大綱は、平成13年から17年までの期間が当てられています。17年度6月の時点でもう総括がなされているのですか。もしそうであるならば第3次行革の成果を数値化できるものは数値化してわかりやすい形で何がどこまでできて何ができなかったのか、具体的な施策との関連で明らかにしてほしい。また、行財政改革大綱推進委員会は何人ぐらいの規模でどのような分野の人たちを招集し、いつ立ち上げるのか見通しを教えてくださいと思います。推進委員会は9月から12月までの3カ月間で十分な審議ができますか。経営戦略会議の原案を単に追認するだけのセレモニーに終わってしまいませんか、市長のお考えをお聞きします。

次に、指定管理者制度について質問します。

この問題についてはこれまでもたびたび質問してきましたが、昨年12月の指定管理者の指

定手続条例の成立と17年3月から活動を始めた公共施設利用推進協議会の進捗状況にあわせて再度質問したいと思います。

先日、指定管理者制度導入課題と方針案という資料を目にしましたら、次のような文言がありました。「指定管理者制度の導入に際し、今まで下田振興公社が築き上げてきた施設運営の基盤となる人的サービス等の資産を評価し、公の施設としての管理運営の継続性が必要かどうかの判断期間を2年と区切り、現行の管理委託者を指定管理者として選定して2年間の管理運営状況を市民の評価を経た上で改めて指定管理者の募集に備えるのが現時点での最良な選択であると考えます」というものです。また、今回対象となった13の公の施設のうち、7施設で指定管理者制度の導入を目指すとされていますが、あずさ山の家、ポーレポーレを除いて他の5施設、文化会館やサンワークなどは下田市振興公社を公募によらず指定管理者とするが、その期間は2カ年とする。その2カ年の間に施設に対する活動実績を市民が評価した価値を基点として指定管理者を選定することにすると書いてあります。これはどういうことなのか、そもそも指定管理者制度というものは公共施設の管理運営に関して住民サービスを高めながら運営経費は抑えていく方法として民間的、企業的経営手腕を取り入れながら施設の活性化を図っていくものとして導入されたはずです。昨年12月の手続条例提案のときにも原則公募であると当局は説明しているはずですが、確かに、振興公社が今いきなりよ〜いドンで民間企業と競争したら苦しい戦いになるかもしれませんが、それを乗り越えていくところにこの制度の本来の意図があるのだと思います。競争に負けたら振興公社の職員が路頭に迷うことになるから公募はしないというのは法の趣旨に反します。負けなために必死の努力をし、今までの経験と実績を生かした新たな管理運営の形態を提案し、民間企業とも競い合っていくという道筋にしか振興公社の未来はありません。最初から2年間の猶予期間を置いて2年後には公社の実績を基準にして選定するというのでは鼻から制度改革をする気はないのだ、単に指定管理者という看板をつけかえただけなのだと思います。おそれが多分にありますが、この点市長はどのようにお考えですか。

次に、入札・契約の問題についてお尋ねします。

先ほどの指定管理者制度も一種の競争入札の問題としてとらえることができるわけですが、先日の南豆衛生プラントの入札問題を契機として、下田市の入札・契約の制度がより厳しく問い直されていると思います。最近、幾つかの入札にかかわる話を立て続けに耳にしました。1つ目は、コピー機導入についてであります。担当課が5年リースで74万円の予定価格を設定したところ、ある業者が何と5年で1万8,000円で落札したそうです。2つ目は、公共施

設のメンテナンス契約に関するものです。施設管理者はガラス拭きや床掃除に約130万円を見込んだところ、最低落札価格は約3分の1の47万円だったそうです。3つ目は、ある施設の機械のメーター監視など、管理業務を入札にかけたところ、3年契約で予定価格3,970万円に対し、450万円で落札したそうです。約9分の1の金額です。これらの例は、みな選定基準を価格のみに置いた結果ですが、一方において市は新しい電算システムの導入問題においては、先月の全員協議会での説明によると、指名業者に企画提案書とプレゼンテーションを求め、その上で13項目の審査基準を設定し、それぞれ採点評価し、業者決定したそうです。13項目の内訳は、700点満点で価格が300点、アプリケーションが100点、セキュリティーが70点等々となっており、選定基準を価格だけに置かないでいろいろな視点から評価しようという市の意向が見てとれました。業者を一概に比較はできませんが、予定価格と落札価格に余りに乖離がある場合、果たして予定価格は合理的だったのかとさまざまな疑問も浮上してきます。市は、とにかく安ければ安いほどよい、極端な話、1円で入札しようが、業者がそれでもやると言えれば落札するという態度のようですが、果たしてそれでよいのか、競争が適正な範囲内で行われていけばよいが、過当競争となり、お互いに赤字覚悟で価格競争に走った場合、市内業者が疲弊し、税金も払えないという状態に陥ってしまうことも考えられます。目先の安さに飛びついて市全体の経済力を損ない、結果として税収を圧迫するおそれもあります。とはいえ、それでは適正な競争とはどんなものか、適正な価格とはどのように算出できるのか、予定価格の算定だけではなく、最低制限価格も設定した方がよいのか。しかしそれはそれで新たな談合の温床にもなりかねないのではないかと心配の種はつきません。この点市長はどのようにお考えですか。私としては、電算システム導入の場合のように、価格だけではなく、ランニングコストとかアフターケアの有無だとか、より総合的に判断できる評価項目をつくり、市民に合理的に説明ができる入札方法をつくるべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

次に、イベントと道路使用許可の問題について質問します。

下田は観光によって生きる町です。1人でも多くの観光客に来てもらって、下田の町にお金を落としてもらうことによって町の経済が成り立っていきます。リアルでビビッドな情報を全国に発信し、下田という町の魅力を知ってもらうことが大事です。黒船祭りやあじさい祭り、フリーマーケットやフラワーウオーキングなど、さまざまなイベントはそのための大きな契機となります。今下田ではこんなおもしろいものを行っていますよという情報を発信する、広報・宣伝するということが大事です。そして、イベントには道路使用の問題がつい



て回ります。2つの例からこの問題をただしていきたいと思います。

まず、第1の例は、去る5月21日に行われた第66回黒船祭公式パレードの順路変更についてであります。ここ何十年と駅前国道135号線を通っていた黒船祭パレードが今年はいきなりコースを変えられ、駅前を通らないことになってしまいました。どうしてだろう、みんな驚き困惑しましたが、異議を申し立てる間もなく決行されてしまいました。さまざまな疑問点が残りました。1点目は、このコース変更はいつ、どこで、だれが、どのような時間的経緯の中で決定したのか。2点目は、この過程に巷間うわさされるような警察の指導というものがあったのか。3点目は、パレードの一番の華である駅前行進を取りやめねばならないほどの強い理由、やむを得ない理由とは何だったのか。4点目は、この決定は関係各方面にどのように伝えられたのか。多くの市民、関係者が新聞報道で知ったという声を聞きますが、関係者に事前に周知するという当たり前のことを行ったのか。5点目は、コース変更決定から黒船祭当日までの反応、そして黒船祭が終わってからの反響はどのようなものがあったのか。6点目は、今年のコース変更の結果いかんによっては来年度は再び駅前コースに戻すことも考えると言っているようですが、果たしてそれは本当に可能か。過日、警察の交通課長をお訪ねしてお聞きした中では、一度変更したコースに戻すにはコース変更によって利害が生じるすべての関係者の同意が必要ですよと言っておりました。事はそう簡単ではないなという感触でしたが、当局はどうお考えですか。

道路使用に関する第2の例としては、露店商の問題があります。今ペリーロードでは年1回がらくた市を開催しています。ペリーロードの端から端までを歩行者天国とし、フリーマーケットを現出します。飲食の店や古着屋さんなど、さまざまな露店商が立ち並びます。これまではペリーロード全体を一括して主催者が警察に道路使用申請を提出してきましたが、来年からは出店者1店1店が独自に手数料2,300円を払って許可申請する形にしたいと警察から言われたそうです。今まで、出店希望者は主催者に対して出店料として2,000円を払って参加してきましたが、来年からはそれに2,300円が追加されることとなります。これではがらくた市の出店者がなくなってしまいます。イベントが成り立たなくなってしまいます。これは単にがらくた市だけではなく、黒船祭や商店街納涼祭などにも適用されます。下田の観光イベントにとって大変な影響を与えることとなります。幸いのことに、交通課長はまだ最終決定ではない、地域性も考慮しながら決めたいと言われておりました。市としてもかかる事態に陥らないように、下田市の歴史的、観光的独自性を機会があるごとに警察に積極的に説明していく必要があると思いますが、市長はいかがお考えですか、お聞きします。

最後に、景観法とこれからのまちづくりについて質問します。

景観法はその基本理念を次のように規定しています。「良好な景観は地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和で形成されるものであり、また地域の固有の特性と密接に関連するものであり、観光、その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものである。そして、良好な景観の形成は現にある良好な景観を保存するのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むのである」というものです。ここにある思想は、良好な景観の形成とはすぐれて経済活動であり、観光事業でもあるというものです。観光とは、「景観を資源とする経済活動」であり、来訪者は「その国の光、景観を見る」ためにやってきます。実際、よい景観地には人が集まります。1992年に35万人だった伊勢市の観光客は、まちなみを整備した2002年には300万人と9倍に増加し、運河などを整備した小樽市は75年の234万人から2002年には847万人へと交流人口が増え、伝統的建造物群保存地区を整備した川越市は84年199万人から399万人に、同じく近江八幡市は80年の9,000人から4万7,000人に、レトロ地区を整備した北九州市門司港地域は88年の73万人から、同じく2002年には345万人に増加しています。これらの数字の向こうに観光立市を目指す下田市の進むべき道があると思います。すなわち、旧南豆製氷所から雑忠邸、土藤商店を通りペリーロードに至る道筋に散在する伊豆石づくりやなまこ壁の歴史的建造物を保存、活用し、下田の歴史と文化が感じられるまちなみに整備すること。そして稲生沢川河口の漁港としての景観や伊勢町を中心とする商店街のにぎわいと調和させて、下田らしい活力のある中心市街地を形成していくことがこれからのまちづくりの基本になると思います。しかし、それぞれが大変な問題を抱えています。まず第1に、歴史的建造物についてですが、旧南豆製氷所を初め、市の指定漏れになっている大事な建造物が多数ある上に、古いなまこ壁の家々の大半が高齢者の方が辛うじて家を守っておられるような状態でこの先住んでおられる方々の万が一を考えると、今から保存、活用のための対策を考えておくことが必要です。

第2に、河口の漁港としての風景についてであります。近年漁業従事者が高齢化し、後継者も育っていないということから、漁師の減少とともに河口に係留している漁船の数も年々少なくなってきており、将来的には大川端の景観が一変してしまうのではないかとさえ不安を覚えます。漁船の数を増やすためには、漁業そのものの振興を根本的に問い直さなければならぬわけで、景観の問題がすぐれて経済活動の問題であるという点はこのようなところにもあります。同じような観点から、この景観法には「景観農業振興地域整備計画等」という項目が設けられ、農村の景観保全についても農地の利活用という面から景観整備が要

請されています。

第3の問題は、商店街のまちなみ整備についてであります。

中心市街地の商店街においてもバブル崩壊後の景気の落ち込みや郊外型大型店へのお客の流れなどによって、転廃業を余儀なくされ、空き店舗や駐車場になってしまったお店が数多くあります。中心市街地の空洞化は下田市全体の活力の問題であり、下田のアイデンティティの喪失であります。景観法や屋外広告物法などを活用し、電線の地中化などを進めながら下田らしい商店街とはどんな形なのか、考えていく必要があると思います。

以上のことを実現していくために次の4点を質問します。

第1点は、旧南豆製氷所、この建物こそこれからの下田が景観法に則ってまちづくりを進めていくためのシンボリック的存在であり、下田の経済の起爆剤ともなる建物です。このままでは7月以降駐車場にされてしまいますが、市長は本当にそれでよいのですか。旧南豆製氷所ほど歴史的価値のある建物を目先の採算性だけでなくしてしまうようなまちに本当に観光立市のまちづくりができるとお考えですか。第2点は、ペリーロードのまちなみあるいは散在する伊豆石、なまこ壁の民家を保存するためには景観計画区域とか、景観重要建造物の指定とか、景観法の網を被せる必要がある、それも早急に取り組む必要があると考えますが、この点いかがお考えですか。第3点としては、都市景観だけでなく、農山漁村の景観も大事であり、そのためには市も農業政策、漁業政策を具体的に進めていく必要があると思いますが、いかがお考えですか。第4点としては、中心市街地の商店街を再生させなければなりません、伊豆縦貫道Aルート帯との関連で昭和32年に都市計画され、以降ずっと休眠状態にあった中島大浦線の見直しの動きが出てきました。マイマイ通りの例を見るまでもなく、狭い下田のまちの道路をデザインもなくただ広げても何の意味もなく、まちなみを壊すだけです。しかし、都市計画が生きているというだけで対象住民は制約を受けます。中島大浦線の都市計画そのものを中止、取りやめにしてほしいと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

以上、主旨質問を終わります。

○議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 1時58分休憩

---

午後 2時 9分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、5番鈴木 敬君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

○市長（石井直樹君） 鈴木議員のご質問でございます下田市経営戦略会議についてという中で、会計処理の方法というご指摘がございました。いわゆる歳入歳出予算決算という行政が行っている単年度会計、現金主義会計というお言葉を使っていましたけれども、これをいわゆる貸借対照表、発生主義会計に変えたらどうかというようなお話でございました。いわゆる行政の場合ですと、当然歳入歳出予算決算ということで単年度会計の予算決算を組まなきゃなりません。しかしながら、いわゆる行政といえども実際の財務状態を見るには貸借対照表というのは絶対必要であります。いわゆるバランスシートというものなんですけれども、これは私が市長になるときの1つの公約でもございましたし、12年度会計につきましては、それ以後下田市はバランスシートをつくっております。確か、当時の議会でもバランスシートのご指摘がございまして、いわゆる決算が終って13年度の議会でも議員の皆さん方にお配りした経過がございます。我々はやはり企業と同じ感覚でこの行政を運営していくというつもりでございますから、常にこの貸借対照表というのは市の財務を見るには必要なものでございます。ただ収入があって支出がある、借金がこうだとかという問題じゃなくて、今現在市の財務状況がどうなっているかを見るにはやはりこのバランスシートが必要であります。資産がどのくらいあって、負債がどのくらいあって、そうしますと正味資産がどのくらいあるか、それから今市民の財産はこのくらいあるんだというお示しできるのがこのバランスシートということで、これはもう12年ごろからやはり国もそういう指導をしてきましたし、ほとんどの県下でも市はこのバランスシートをつくっております。下田市も今言ったように毎年つくっております。こういう中で、それでは例えば借金がこういうふうにあるけれども現実にそういうお金を投資してこういうものをつくってそれが原価償却が行われて今現在こういう資産になっている、そういう正味資産を見るのがこのバランスシートでありますから、やはり我々はそれを見ながら今市の状況がどうなっているかということ把握する必要がある、こういうものでございますけれども、ございます。そういう中で、現実には我々が必要とするのは今資産から負債を差し引いた正味資産が下田市がどのくらいあるのかというよう

なことをございます。それから、今までいわゆる借金をしてそのときの市民がどのような負担をしてきたか、あるいは今ある借金を今後後世の人たちがどのくらいの負担をしていくかということも大きな問題であろうかというふうに考えております。ですから、議員がおっしゃったように、何百億円の借金がある、そういう中ですべてこの借金を返済しなければ新しい事業が打てないのかということではなくて、なるべくもう借金をしないで少しずつ返済をしながら後世に負担を少なくしていくというのが我々行政を預かる人間の責任であろうかというふうに思いますし、ですからこういうバランスシートの中には分析指標というのがありまして、世代間の、要するに負担比率というのもちろんと数字としては出ています。ですから、平成11年度の段階でそれまでの世代で負担をしていたのが借金70.1%を負担していたと、将来の返済で負担というのが42.4%ありました。これが15年度の決算を終った中では将来の返済で負担をするものが40.6%、いわゆる1.8%減っております。ということは、それだけ行政として財政の再建をしながら借金を減らして後世に負担率を減らそうという努力がこういう数字で出てきているわけでありまして。ですから、こういうのがバランスシートで見れるということで、当然一般会計の普通の会計処理の方法とこういうバランスシートをつくりながら見ていくというのが必要であろう、私はこういう考え方でやらさせていただきます。

その中で、経営戦略会議の中の財政再建と施策の戦略的展開、2兎を追えというようなことをございます。戦略会議の中ではなかなか2兎を追えないというのは、なるべくまず最初は財政を再建するというので今この経営戦略会議の中で課長以下みんな頑張って目標をつくってそれに努力していこう、むだをなくそうというような形で努力している中であります、今新たにまた大きな投資をして借金を増やすのはいかながなものかというような形の中で努力をしている、これが言葉とすれば財政再建が先であって施策の戦略展開はその後だよというような形の中の言葉として入れているということをご理解いただきたいと思います。決して市民を窒息死状態にするというような行政はやっていないつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今後の行程でございますけれども、第3次行革の総括が17年度までですよね、17年度の末ですから、来年の3月までにこれは第3次行革の総括が当然できるわけでありましてけれども、その時点でなければすべてができないということではなくて、ある程度総括的なものはもうできております。そういう中で、今後この戦略会議の中で第4次のもに向かって、いわゆる関連を持ちながら進めていくというのがこの戦略会議の行程であります。これをやっていく行政財政改革大綱推進委員、どのくらいのメンバーで、どういうメンバーか

というのは、これはもう平成13年度にお示ししてあるような要綱がありますので、この中にうたわれているような形でありまして、当然のことながら学識経験者それから公益の代表、そういう人たちが構成される約10人ぐらいということの中で進めていきたいというふうに思っております。今やっている審議が単なるセレモニーに終わってしまうのではなかろうかということは、我々は決してそんなことは思っておりません。本当に真剣になって課長さんにも意見をどんどん出してもらって今取りまとめておりますので、必ずや目標設定して結果が出る、こういうような判断をさせていただいております。

それから2つ目の指定管理者制度についてでございます。これはご存じのように今現在は公共施設の利用推進協議会の方に諮問をいたしまして、答申を待っておるというような現状であります。しかしながら、市民でつくる審議協議会、協議会の中でも果たしてどこまで施設を公募対象にするのかということも、市民の方々だけではなかなか判断ができないという中で、我々とすればとりあえず方針を案として政策会議の中でしっかりつくらせていただいております。それがどういうことか敬さんの方でお持ちになっているということでございますけれども、その中におっしゃっているような振興公社の問題があります。手続条例を設置させていただいた中でも、すべてが原則的には公募をしていくよというような考え方でありまして、中にはすぐさま公募になじまないものもあるのではなかろうかということで我々は政策会議の中でいろいろ議論させていただきまして、とりあえず公社がやっている中で公募にかけるもの、あるいは2年ぐらい様子を見てからその判断をしようということで、当然これは公募対象から外れるということになれば、何らかの形でその外れた理由等は市民の方々にも公表しなきゃならないという責任はあろうかというふうに思います。そういう中で今現在進めておりますが、公社の幾つかの、例えば市民会館とか、その辺が公募になじまないと我々が判断をしておるのは、やはりこの十何年間間にまさに人材が育っております。スペシャリストがおります。そういう中で、ただ安くするために外部の人間をよそから連れてくるとか、公募の対象にして入れた場合に、果たして十分な市民サービスができるのかということを議論させていただいてある程度方針をつくらせていただきました。やはり、東海道筋等と違って、小さな町では地域に根づいた文化というのがあります。ですから、そういう施設まですべて最初から安ければよかろうということで現在頑張っている人たちの雇用の場を失いかねないやり方でよそから大手を連れてきて管理を任せるといような形のものは大変厳しいではなかろうかということで振興公社の評議委員会あるいは理事会の中でもそういうご意見が出て、その辺を尊重させていただいているということでございます。

3つ目の入札の問題でございます。これもいろいろ数字を出されてご質問がありましたが、なかなかこの入札というものは難しいと思います。安ければ文句を言われる、高くても文句を言われる、我々も一生懸命、いかに1つ1つのものは当然助役をトップとする指名委員会等がありますし、そういう中でどういう契約の仕方をしようかということをお話し合いをしていただいて、やり方をしているんですが、入札の結果を見て、高ければ何でこんなに高くやるんだという文句が出ますし、今度逆にこの辺はもう最低制限価格を設けないで本当に競争で頑張れる業者に任せようというつもりでやったものが我々が考えた以上に安くできる。でもこれは当然指名委員会の中で信用できる方々を当然入札のメンバーに入れているわけですから、その方々が落としてできるということであればそれは信用しなければならない、それがもし地元の業者でなくてもやむを得ない部分もあるかと思いますが。やはり、競争でございますから、なるべく我々は地元の業者も入れます。しかしながら、敬さんがおっしゃるように赤字になって落とすという方は僕はいないと思うんですよ。ですからそうなれば地元の業者を指名してももしかしたら競争で負けてしまう、当然自分の商売として赤字にならない程度の入札価格を入れてくるわけですから、結果論として負けてしまってもこれはなかなかそれを救い上げるというようなこともできない。ですから、内容によって入札・契約、そういうのを方法論というのがいろいろあるのではなかろうかということでも今後もしっかりそういうことを考えながらやっていくべきであろうというふうに思います。

4つ目のイベントと道路使用許可という問題でございますけれども、黒船祭の公式パレードの順路変更についてのご質問がありました。1つ、この中でいつ、どこで、だれが、どのように決定をしたかということだけはちょっと私の方から答弁をさせていただきますけれども、これは最終決定は黒船執行会という組織がでございます。その中に企画部会でこういう公式パレードの順路を変更しましたという報告があって、これをお願いをしたいというのが上がってきまして、執行会のメンバーにかけまして一応ご了解をいただいてこれでいこうかというふうな形で最終的には決定したというところには私も入っております。

そのほかのいろいろなお質問でありました警察の指導はあったのかとか、そういう理由があったのかとか、これを伝える方法はどうしたのかということではちょっと私の方では関知しておりませんので、担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

2つ目の露店商の道路使用許可あるいは地域の伝統の道路使用制限ということで、いろいろ議員からもご指摘ありましたが、これも担当課長から答弁をさせていただきたいと思いません。

それでは、最後の質問でございます景観法とこれからのまちづくりということでございますけれども、景観法につきましては、今年の6月1日に景観法全面施行の運用指針というのを国が策定をいたしました。県の方では本年度中に景観形成の基本指針というものを策定をするということを聞いております。下田におきましては当然歴史的な建物がまだまだ数多く残されている、議員がおっしゃっているようなペリーロードのところとかあるいは里山とかいろいろな田舎のものを持っております。ですから、整備保全は市の課題であるというふうには考えております。しかしながら、この景観法を適用する場合には市が景観の施策等を定めなければなりません。これによりまして、県と協議をして県の同意によりましてお互いの同意、景観行政団体というものにまずなるという手続を踏まなければならないと思います。そういう意味では、伊豆縦貫道の計画が具体的になった中で今市とすれば都市計画マスタープランの見直しを行っております。それによってまちづくり会議というのをこれから随所、まちの中で開催していきますので、そういう中でいろいろ意見交換、この景観法というのも視野に入れながら都市計画マスタープランの策定というものをしていきたいというふうに思います。基本的には中心市街地の活性化の基本計画というのを平成14年に策定をいたしました。この中では、歩いて楽しいまちというのが1つありますし、またこのマスタープランの見直しの中では歩いて楽しめる工夫をしようよというのが方向でありますので、こういう中でやっていきたいというふうに思います。

南豆製氷の問題につきましては、るる今までの中で各議員さんからも質問がありましたので、私の考え方は述べさせていただいたということで、同じような質問だったんですけれどもよろしいですか。ですから、行政は行政として今民間で進めている計画の決定をやはり見ながら並行して私自身の考え方もありますので、そういう結果が出て商業協同組合さんがどのような形の考え方を持つかによって当然行政が何らかのご相談なり、動かなければならないという責任を私は感じておりますので、その辺はできる、できないは別として、行政としての考え方を出していきたいというふうに思います。

あと、都市景観ということではなくて、いわゆる農山漁村の景観もこの景観法の中で考えていけというような形であります。当然今現在、この地区においての第1次産業と言われていた中の漁業とか農業とかというのは大変な状況でありますけれども、そういう中でどういふふうにかこの景観法という中で地域を守っていくのかなということも十分農業者とか漁業者の方々ともさっき言ったような話し合いを持って、どういう考え方を持っているかということを考えてなければなりませんし、そういうことを聞かないでこちらの景観法の網を被せる



ということはなかなかできないわけで、当然利害が出てきますし、そういうことは常に多くの負担が生じる問題もありますので、逆にやはりもしそういうことがある程度前向きになったときにはお話し合いをさせながら計画をしていくのかなと、こんなふうに考えております。

中島大浦線、これは先ほども沢登議員の方からも出ました。申しましたように、昭和32年ですよね、都市計画された中で中島大浦線というのができていますけれども、あれも先ほど答弁しましたように、あの当時まだ消防署の前のああいう国道、バイパス等ができていない段階の中での計画であります。今の現状、その計画が今の現状マイマイ通りができたり、バイパスができたりという中で、その8メートル道路というのが果たして現状に沿うかということとは大きな今後当然補償問題、建て替えとかいろんな形の問題が出てくる中で、これは先ほど申しあげました都市計画マスタープランの策定中でありますので、この中である程度ははっきりした方向性を出さなければならないときに来ているのかなという判断は私自身は持っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 黒船祭の関係でございますが、1点目のコース変更の関係は市長が答えましたので、2点目の警察の指導があったのかというご質問、特にございませぬ。3点目の取りやめなければならない強い理由ということですが、理由は国道の渋滞、それから観光バスの大型化による迂回の困難が大きな理由でございます。4番目の関係各方面にどのように伝えたかということですが、市の広報でお知らせしたわけでございますが、市民の皆様には最初に新聞報道によりコースの変更をお知らせすることに結果的にはなっていました。5点目の黒船祭までの反応と終ってからの反響ということでございますが、黒船祭までの反応としましては、反応と申しますかの反応ということではございませんが、駅前商店会の皆さんから駅前を通すことはできないのかというお話がありまして、話し合いを持ちました。終ってからの反響ということですが、パレードが去年と今年と比べて通らなくなった通りが大小ありますが、角から角までということ考えますと5通りあります。逆に通ることになった通りが3通り、そういうことがありまして、通らなくなったところの皆さんからはやっぱり寂しかったという声が多く聞かれました。6点目の再び戻すことが可能かということですが、大変な力が要りますけれども、不可能ではないと思っております。

それから、露店出店をする場合、申請の関係ですが、これは警察の方ともうちの方も話し合っておりますけれども、警察の方の見解は、道路交通法上は1店舗1申請で取り扱うこと

が原則だ、原則論ですこれは。そういうことがありますけれども、公道上における露店の使用申請、許可に関しましては今後下田市役所とか、出店者の方々と協議していきたいということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 補足質問をさせていただきます。

まず、経営戦略会議に関してのことなんですけれども、市長はバランスシートはもうつくっているよ、それを見ながらいろいろ参考にもし、判断もし、政策も考えているよというふうなことをおっしゃっていますけれども、ではなぜそれが出てこないのか、議会内でもいいんですけれども、そういうバランスシートがなぜこちらの方に提示されないのか。せっかくのそういう資料をつくりながら、やっぱりそういうのを見ればより我々も市の実態というのを把握しやすくなるわけでありまして、はっきり言って私なんかはなぜこんなに赤字が続いてどういうふうにしてこの赤字を解消すればいいのかというふうにも今でも疑問に思っているところが多々あります。果たしてじっと我慢していればいいのかというだけではなくて、本当にどうやったらいいのかというのを考えるときにもどうしても必要な資料だと思いますので、ここはもうどんどんバランスシートと行政コスト、いわゆる損益計算書ですよね、それからキャッシュフローというのはいわゆる今現在の予算決算のやつですけれども、そういうのを3つ一緒に出してくれるような形にしてもらった方が僕らもはっきり表の読み方を知っているわけではありませんけれども、それなりに勉強してより市の実態を正確に把握する努力もしたいと思います。市の方にはそういうふうな意味でこれからそういう資料をもったいぶらずに自分たちだけで利用するんじゃなくして、どんどん提示してほしいというふうに要求します。

2つ目の指定管理者制度の問題ですけれども、指定管理者制度の今現在の一番の問題は振興公社をどうするかということでありまして、市長は今、原則公募でやっていく、公募になじまないところは振興公社も考えると言っていますけれども、現実に常に公募をするというのは1つだけじゃないですか。あずさ山の家だけでしょう、あとのところはみんな振興公社でやりますということはこれは原則公募じゃないですよ、原則公募と言わないですよ。全部すぐさま振興公社にすればいいとかというそれもなかなか難しい判断はありますけれども、今問われているのは、ですから総体としていろんな施設を管理委託していく振興公社をこのまま残すのかそれとも各施設ごとにいろいろ考えて、こっちは振興公社だけれども、こっちは

は振興公社ではないよ、いろいろ考えてももっとも1つ1つの施設について考えていくのかというふうなところも問われているんじゃないかと思います。ただ、振興公社今までの形をそのまま残していくというふうなことを考えていたら何にも組織、制度の改革もできないんじゃないかと思います。振興公社に対する考え方、とらえ方というのはもう一度市長のお考えをここら辺のところでも聞きたいなと思います。

3つ目の入札の問題なんですけれども、私が言っているのは要するに市内業者が疲弊していかない、競争が適正に行われ、なおかつ赤字競争等々によって市内業者が疲弊していかないような仕組みをうまくつukれないかということで、私もこの間2、3の業者の方たちのお話を聞いても、もう本当のところ入札なんか行きたくないんだよ、どうせ通らないし、行くだけ時間的にむだがあるしというふうなことを漏らしている業者も何人かおられるんですよ。結局のところ、ある程度体力の大きなところがとってでも考えられないような数字で落としていくというふうなことを見ると、本当にこれでいいのかなというふうなところがあります。入札のいろんな形態によって工事の場合だとかあるいは金額の場合、物品の場合、いろんな場合によってそれぞれ入札の仕方も変わってくると思います。電算機システムの問題とコピー機導入の問題は同列に論じろとは言いませんけれども、それぞれに合った場合のより適正な入札のシステムというのをつくっていかないと、ただ単に価格だけ、この場合は価格だけというふうなことでやって、結果として市内の業者が経営していく市内の経済がより落ち込んでいくというようなことになって、それは長期的に見て下田のメリットになるのかどうかという観点ももう一度考えていただきたいなというふうに思います。

4点目の道路使用の問題なんですけれども、もう1点、これも当初はやろうと思ったんですけれども、下田の祭りの問題なんかもありまして、これなんかも年々規制が厳しくなっていますよね、時間10時までには終われとかというふうな警察の方の規制がどんどん強まっているような傾向があります。ですから、一たんパレードなんかも変更したときにもとに戻すにはものすごい力が要ります。それこそ1年かけてじっくり関係者を説き伏せてやっていくぐらいのことでやらないと、その黒船祭りの1カ月前に再度申請出しても多分だめだと思います。先ほど、アンケート調査をしてその結果によって来年については考えると言いますが、具体的にアンケートはいつぐらいまでに回収して、その結果をいつぐらいまでに出して、それをどうするのかというのは、来年はどうかというのをどのように方針を決めるつもりですか。そのために黒船祭りの企画部会でも何でもいいんですけれども、そういうふうな来年に向けた対策・対応をいつごろから始めるつもりなんですか、そこら辺のと

ころも具体的にお聞きしたいなと思います。

景観法の問題なんですけれども、基本的には景観法というのは経済活動であるというふうな認識で、その中心市街地の都市と景観も農山漁村の景観もとにかくそこにおいて経済活動が営まれていない限りにおいては景観はだめになっていくんだ、まち中が歯欠けになるのは、これは商業活動が現在中心市街地の商業活動がどんどん衰退しているからであり、また河口の漁船が減っていくというのも下田の水産業全体がどんどん衰退していったというふうなことがあるわけであって、そこら辺の問題を考えていかないと基本的に景観の問題は解決されていかないし、景観はそういうふうな意味で経済活動であるし、観光事業でもあるし、それによって景観をよくすることによってお客さんに来てもらって下田の経済を何とかいい方向に持っていくというふうな考えに立てば、より具体的な施策ということも考えられるんじゃないかと思います。まち中の中心市街地のことに関していえば、これはどうしても南豆製氷あるいは雑忠邸、土藤邸、いろんな古い建物、ペリーロード、古い建物をうまく保存し、うまく生かし、それを何らかの形で活用していくというふうなことを基本に置いて、その上でさまざまな漁港の景観だとか商店街の景観だとか総体的につくっていくということをしなければ、下田のまちの景観というのは、他にない下田だけの景観というのはつくれないと思います。また、他にない下田だけの景観をつくり得る要素が下田のまちにあります、今現在あります。でも、これを放っておいたら、悠長にこれから計画を立ててからそれをやりましょうというふうなことでやっていたらこれはなくなってしまいます。現実に富士道のある家なんかは95歳のお年寄りの方が住んでいます。もしその方が亡くなったら、こんなことを言っただけは失礼ですが、もし万が一のことがあったらどうなるのかという、緊急の問題です。あとまち中の多くの家も高齢者の方が1人で住んでいるお宅が物すごく多いわけです。そういうふうな方々が、相続人の方たちは下田にいない、維持するのは面倒くさいから駐車場にしちゃえということは多々考えられます。そのときになってあたふた対応してももう遅いですから、今から準備しなければ間に合わないというふうなことで、悠長に計画をつくってどうのこうのというふうなことで確かにいろんな関係者と協議しなければ、私有財産の問題ですから、大変なことはありますけれども、それをやらなければ下田の景観は残らないんだというふうなことをしっかり考えて取り組んでいっていただきたいなと思います。

以上、再度質問します。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） まず、バランスシートのことをございます。これは別に私の方だけが

利用しているということではなくて、財政の方では13年度からつくってございます。しかしながら外には特にまだ今のところ出しておりません。私のところにも一部ずつ届いておりますけれども、役所の人間各みんなが見ているということではなくて、今議員さんの方からそういうご指摘がありましたので、これはまたコピーでもしてお渡しできるというふうに思います。

それから、指定管理者制度の中での振興公社のとらえ方ということで、これは議員の考え方と私の考え方は当然同じ人間ですからいろいろと考え方の違いというのはあろうかと思いますが、私は公社のあり方という中で、できてから十何年かたつんでしょうかね、本当にスペシャリストというのが地元と密着して、特に先ほど言いましたように、文化的な要素を踏まえている市民会館、それからプールの問題、それからサンワークですか、の問題、いろいろすごい努力をしている中で、今これをすぐ公募にして振興公社を解散してあの人たちは一たん例えば雇用の場を取り上げて自分たちがどうしようかという組織をつくり上げなければなりません。果たしてそれがいいのかどうかというような問題もありますし、ですからその辺の研究も踏まえてちょっと来年4月にそれを決定するには日がな過ぎるという中で、この問題については2年間、公社の努力それから今言ったようなどういう仕方で1つの指定管理者に収まるかというような方法論もつくっていかなければならないのかなという考え方で、とりあえず方針として出しているだけでありまして、まだこれは先ほど言った協議会の方からどのような答申が上がってくるかわかりませんので、その辺を見てからまたお話の場をつくりたいというふうに思います。

それから、入札・契約問題につきましては、本当にいろんな契約・入札の仕方があろうかと思うんですよ、大きなお金もありますし小さなお金もありますし、それから当然、議員がおっしゃっている今後のランニングコスト、そこを入札で落としても今後維持費の中でどのくらいお金がかかってくるかということも踏まえてこの入札のあれをやらさせていただいているんだと思います。ですから、総合的な判断の中で今回の計算センターの跡の維持費の問題とかそれからもうちょっと小さな問題とか、いろんな契約の仕方が、これは仕組みとか、あれをつくれということでございますから、今までのものでいいのか。それとももうちょっと今言ったように、ただ地元の商店の方が入れるというのはある程度やっぱりどうしても条件的に厳しいものがありますけれども、でもやはり行政とすれば地元の方をなるべく競争の中に入れてあげたいということでございますが、その中で入れても負担だよということがあればまたこれはそれなりの考え方を我々はしなければならぬというふうに思います。

当然、指名があったときに辞退をされるのか、あるいは当然競争で負けるという中ではなかなか取りにかかれぬとか、いろんな事態が発生すると思いますので、その辺のことをもう一度よく考えさせていただきたいと思います。

景観法につきましては、やはり先ほど答弁いたしましたように、県の方で本年度に景観形成の基本指針というのを県も出しますので、その中でどういう指針が出てきて下田市がどのような形でこれに取り組んでいくのかということも出てくるのではなからうかということで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 黒船祭のアンケートの件ですが、7月中旬には公表できるように整理したいと思います。

それから、来年への準備ですけれども、夏は忙しい課ですので、9月以降来年に向けて駅前のにぎわいという部分で検討を始めたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 最後に、ここに南豆製氷応援団の方がつくったパンフがあります。ちょっとこれを失礼ですが、読ませていただきます。「伊豆、下田に解体の危機に直面している近代化遺産、旧南豆製氷所があります。私たちは保存を訴える市民の草の根グループ南豆製氷応援団です。下田の貴重なランドマーク、町を象徴する建物を後世に伝えるため、皆様のご理解、ご協力をお願いします。南豆製氷は大正12年に建築された伊豆石づくりの製氷工場です。一部の木造の伊豆石づくりで、産業施設ながら大正ロマンの面影を残す簡潔かつ端正な建物です。現存する建築当初の写真を見ると当時の設計者や石工の横浜や神戸に負けないという心意気が伝わってきます。当時の工場では当たり前だった煉瓦ではなく、あえて伊豆石で建造している点にも彼らの気概があらわれています。現在の総面積は922.56平米、大別するとホールのような天井の高い機械室、床が2層になっているのは製氷プール室、6つの冷蔵室と冷凍室によって構成されています。80年以上にわたる風撫と地震の影響で老朽化はかなり進んでいますが、長い年月が刻み込まれた魅力的な空間です。2004年3月まで製氷所として稼動した上、下田商業協同組合が購入、下田TMOが商業施設としての保存を模索してきましたが、なかなか難しい状況にあります。南豆製氷は国道135号線から下田市内への玄関口に当たる稲生沢川沿いに建つ港町下田のランドマークです。商業施設としての再利用もさることながら、建っているだけで観光客が足をとめる存在感を持った町中で最大の伊

豆石づくりの建造物です。日本冷凍協会の会誌「冷凍」大正5年刊行に製氷冷蔵工場の凡例として取り上げられており、登録文化財の条件は十分に満たしていると思われます。80年も港町下田の漁業の盛衰を見守ってきた貴重な史跡にもかかわらず、産業遺跡としての真価についてはいまだに調査が行われていません。昨年春まで現役の製氷所として稼動していたため、国のレベルでも大正末期の製氷工場として近代化遺産登録されたものはありません。近代化の重要な遺産であった旧下田小学校の例を挙げるまでもなく、将来歴史的な真価が認められた後で悔やんでも遅いのです。」

以上です。

質問を終わります。

○議長（森 温繁君） これをもって5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

---

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時50分散会